

宇和島市人権施策基本計画 (素案)

令和7年4月
宇和島市

(表 2)

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定方法	1
3 計画策定の背景	2
4 宇和島市の現状	5
5 計画の位置づけ	18
6 計画の期間	18
第2章 基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 施策体系	19
第3章 基本的施策の推進	21
1 人権尊重の視点に立ったまちづくり	21
2 あらゆる場における人権・同和教育及び啓発の推進	23
3 人権擁護及び相談体制の充実	27
第4章 分野別人権課題への対応	30
1 女性の人権	30
2 こどもの人権	33
3 高齢者の人権	36
4 障がいのある人の人権	39
5 同和問題	42
6 外国人の人権	45
7 感染症に関連する人権問題	47
8 ハンセン病患者・ハンセン病療養所入所者及びその家族の人権	49
9 性的マイノリティの人権	50
10 インターネットの人権問題	52
11 震災等の災害に起因する人権問題	54
12 その他の人権問題	56
第5章 計画の推進に向けて	59
1 推進体制	59
2 国、県及び関係団体等との連携	60
3 評価と見直し	60
資料編	61

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

しかし、社会には、依然として様々な人権問題が存在しています。近年では、インターネットによる誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信といった新たな問題が生じました。これまで以上に人権意識の向上が求められ、それを自分の生き方にどう反映するかが問われています。

宇和島市(以下、「本市」という。)では、「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」に基づき、人権施策に取り組んできました。このたびは、社会を取り巻く環境の変動に対応し、人権施策を総合的かつ効果的に推進するために「宇和島市人権施策基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

互いの人権が尊重される社会づくりを目指し、あらゆる差別や偏見を解消するためには、就学前教育・学校教育で人権意識を培い、家庭や地域、職場等で実情に応じて創意工夫した学習活動に努めることによって、市民一人一人が人権意識を高めることが必要です。本計画は、様々な人権問題の解決に向けた取組を積極的に推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すものです。

2 計画の策定方法

本計画の策定に先立ち、平成19(2007)年から5年に一度、市民の皆様の人権意識を把握し、今後の人権施策推進の基礎資料とすることを目的として「人権に関する市民意識調査」を行ってきました。本計画は、4回目に当たる令和4(2022)年度の市民意識調査結果を基にするとともに、パブリックコメントを通して寄せられた市民の意見や要望を反映して策定いたしました。

3 計画策定の背景

(1)国際的な動向

世界平和と人類の自由・平等を実現するためには、全ての人の人権が何より尊重されなければならないという国際的な認識から、昭和23(1948)年、国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。国連はその後、世界人権宣言を実効性あるものにするため、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」など多くの人権に関する条約の採択を進めてきました。ところが、冷戦終結後も世界各地で紛争や内戦等が絶えず、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で様々な人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりました。平成6(1994)年の国連総会では、平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に国内行動計画を定めることを求め、平成16(2004)年には「人権教育のための世界計画」が採択されました。

しかし、現在も世界各地で人種、民族、宗教の違いや貧困などの理由による紛争や対立、難民の発生、大規模な自然災害など、多くの人々の人権が侵害され生命が奪われている現実があります。平和と人権の確立、差別の撤廃、貧困の解消を目指して、世界規模で積極的な取組を進めなければなりません。

(2)国内の動向

我が国は、日本国憲法第13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しており、「基本的人権の尊重」をその基本原理としています。基本的人権とは、平等権、自由権、社会権、参政権などから成る、人が人らしく生きるために生まれた時から持つ権利です。

しかし、憲法施行後も社会的身分や人種、信条や性別などによる不当な差別、その他の人権侵害が存在することから、同和対策に関する一連の特別措置法、男女雇用機会均等法等、各種の人権問題に関する国内法が施行されるなど、多くの取組が進められました。

近年の主な法律の整備としては、令和5(2023)年の「こども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)などが挙げられます。そのほかの人権問題についても、男女共同参画社会、いじめや虐待の防止、犯罪被害者の保護、ノーマライゼーション、多文化共生社会の実現等の理念の下に、様々な取組が推進されています。

(3)県内の動向

愛媛県では、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画を策定し、「人権という普遍的な文化」の創造を目指して、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めてきました。また、県民と共に人権が尊重される社会づくりを実現するため、平成13(2001)年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づいて平成16(2004)年に「愛媛県人権施策推進基本方針～すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して～」が策定されました。以降も社会の変化に合わせて改訂を行い、令和2(2020)年の第3次改訂では、G20労働雇用大臣会合の愛媛県開催により県民の関心が高まった労働雇用環境に関して、職場でのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど「ハラスメント」を「その他の重要課題」として新たに取り上げたほか、「その他」の項目に「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」と「ひきこもりに関する問題」が追加されました。

各市町や関係機関と連携し、「自己実現を尊重する」「共同参画を保障する」「共生社会を目指す」という3つのキーワードに基づき、人権施策を推進しています。

(4)市内の動向

本市においては、令和3(2021)年10月に「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」を一部改正するなど、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に取り組んできました。また、平成19(2007)年から5年に一度「人権に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権意識やその変化を把握して、あらゆる差別や偏見を解消する人権施策の推進に役立ててきました。

しかしながら、近年、国際化や少子高齢化の進展など、環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化しています。さらに、インターネットの急速な普及など技術革新が進む中、新たな人権課題も生じています。また、家庭内での児童や高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者等への暴力などが社会問題化しており、地域や家庭、関係機関が連携し、解決に向けて総合的に取り組むことが必要とされるケースが増えています。

このような状況下で、本計画の策定・実施を通し、市民一人一人の人権意識の高揚を図るとともに、人権を尊重する社会の実現を目指します。

(5)持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。SDGsが目指す姿は、本計画で掲げる基本理念「お互いの多様性を認め合い、一人一人の人権が尊重されるまちの実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGsの達成にも寄与します。



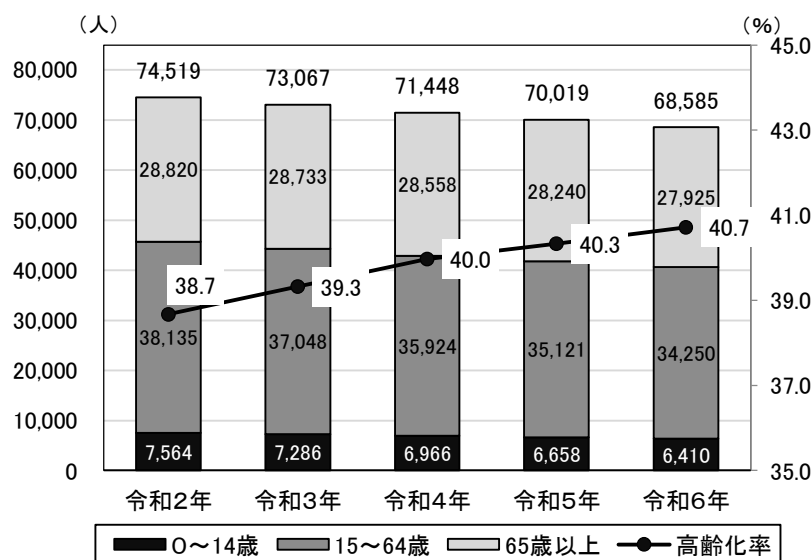
【SDGsの17のゴール名称】

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1.貧困をなくそう | 10.人や国の不平等をなくそう |
| 2.飢餓をゼロに | 11.住み続けられるまちづくりを |
| 3.すべての人に健康と福祉を | 12.つくる責任 つかう責任 |
| 4.質の高い教育をみんなに | 13.気候変動に具体的な対策を |
| 5.ジェンダー平等を実現しよう | 14.海の豊かさを守ろう |
| 6.安全な水とトイレを世界中に | 15.陸の豊かさを守ろう |
| 7.エネルギーをみんなに
そしてクリーンに | 16.平和と公正をすべての人に |
| 8.働きがいも経済成長も | 17.パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9.産業と技術革新の基盤をつくろう | |

4 宇和島市の現状

(1)統計データ等からみる現状

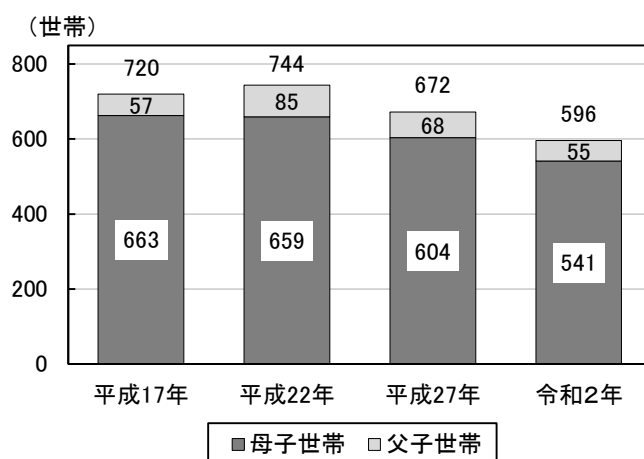
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

総人口は減少傾向が続いており、令和6（2024）年には68,585人となっています。世代別においても、いずれも減少傾向にあります。一方で、高齢化率は徐々に高まっており、令和2（2020）年には38.7%でしたが、令和6（2024）年には40.7%となっています。本市に住む2.5人に1人が65歳以上の高齢者という状況が見受けられます。

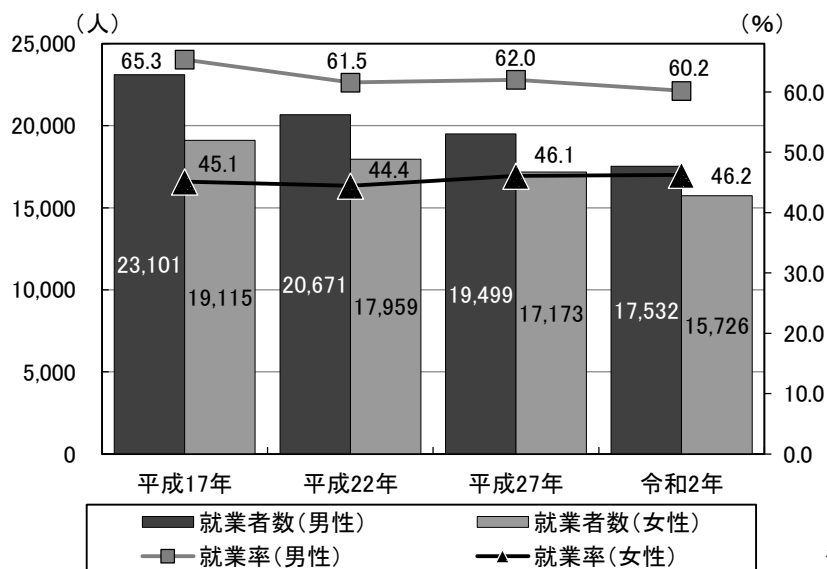
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数は、平成22（2010）年をピークに減少しており、令和2（2020）年には596世帯となっています。内訳は母子世帯が541世帯、父子世帯が55世帯です。ひとり親世帯の約9割が母子世帯である状況が続いています。

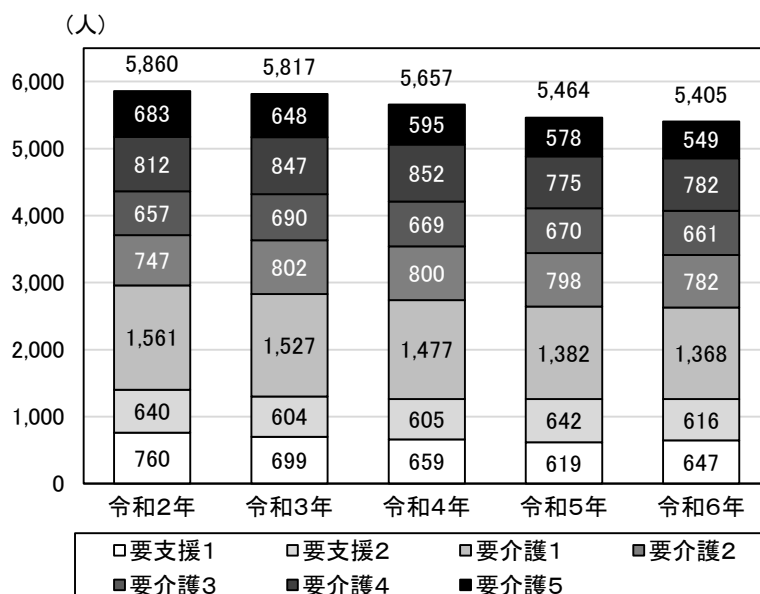
■男女別就業者数・就業率の推移



資料：国勢調査

就業者数は男女とも年々減少しており、令和2(2020)年には男性17,532人、女性15,726人となっています。就業率は上昇と下降を繰り返しながら推移していますが、男性と女性の差は徐々に縮まっており、平成17(2005)年では20.2ポイント差でしたが、令和2(2020)年では14.0ポイント差となっています。男女共同参画社会の実現を目指し、男女間格差の是正が求められています。

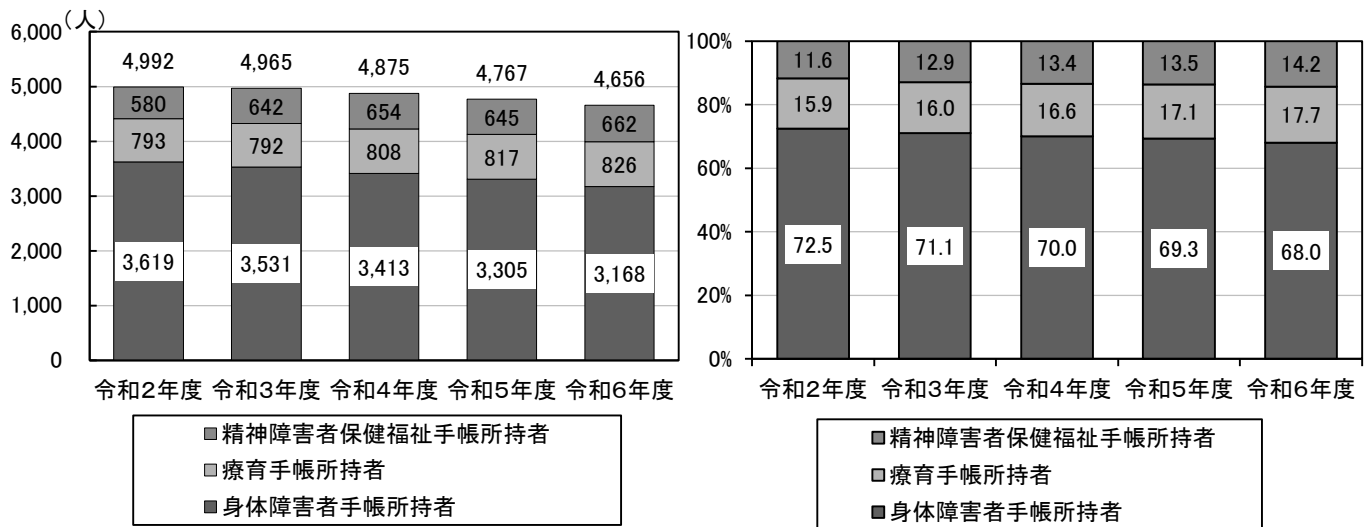
■要支援・要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年3月末時点)

要支援・要介護度別認定者数は減少傾向にあり、令和6(2024)年には5,405人となっています。要支援・要介護度別の割合に大きな変化はみられません。

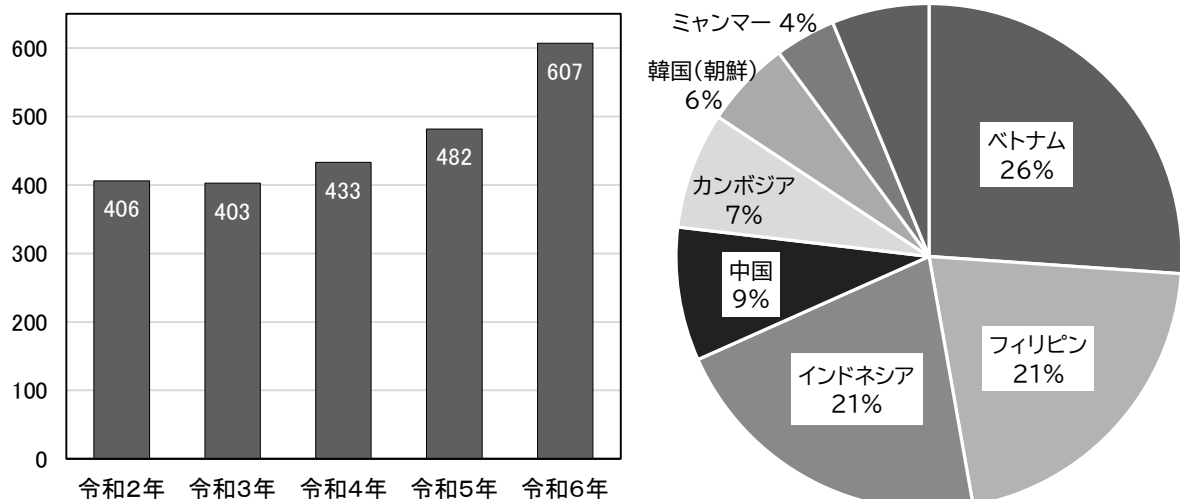
■障害者手帳所持者数の推移



資料：宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係（各年度4月1日時点）

障害手帳保持者数の推移をみると、全体では緩やかな減少傾向にあります。種類別の割合としては、身体障害者手帳保持者が減少し、療育手帳保持者・精神障害者保健福祉手帳保持者がやや増加しています。

■外国人人口の推移、外国人住民国籍別割合



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

資料：出入国在留管理庁
外国人住民 国籍別在留資格別調査
（令和6(2024)年6月末時点）

外国人人口は令和3(2021)年以降、増加傾向にあり、令和6(2024)年には607人となっております。国籍別の割合は、ベトナム26％、フィリピン・インドネシアともに21％と、カンボジア・ミャンマーも合わせて東南アジアの国が8割近くを占めています。文化や生活習慣の違いを正しく理解し、互いに尊重する認識を持つことが重要です。

(2)市民意識調査からみる現状

平成19(2007)年から5年に一度、市民の人権意識を把握し、今後の人権施策推進の基礎資料とすることを目的に「人権に関する市民意識調査」を行ってきました。本計画では、4回目に当たる令和4(2022)年度に実施し、令和5(2023)年度に分析した調査結果を主に資料とします。20歳以上対象と、生徒(中学校3年生・高校生3年生)対象の2種類の調査を実施しました。

調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

■人権問題に関する意識や考え方について

身近な課題として関心がある人権問題について尋ねると、障がいのある人、こども、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題への関心が高くなっていました。

生徒対象の調査では、インターネットによる人権問題への関心が特に高くなっており、前回調査(H29)と比較して「関心がある」の割合が14.1ポイント上昇しています。また、外国人や性的マイノリティに関する人権問題への関心も、前回比較で高まっていました。

【関心がある人権問題】(項目ごとに単数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
1位	障がいのある人の人権問題 (関心あり35.7%+やや関心44.6%)	インターネットによる人権問題 (関心あり44.3%+やや関心39.5%)
2位	こどもの人権問題 (関心あり38.5%+やや関心41.4%)	障がいのある人の人権問題 (関心あり39.9%+やや関心40.6%)
3位	災害・事故などによる風評被害 (関心あり31.0%+やや関心45.5%)	こどもの人権問題 (関心あり34.3%+やや関心45.3%)
4位	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 (関心あり32.1%+やや関心42.5%)	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 (関心あり36.9%+やや関心40.8%)
5位	高齢者の人権問題 (関心あり30.8%+やや関心43.2%)	部落差別に関する人権問題 (関心あり30.8%+やや関心43.2%)

※順位について…「関心がある」と「やや関心がある」の回答割合の合計値の高さで順位をつけています。

■宇和島市の人権・同和教育及び啓発について

人権についての理解を深めるために、宇和島市として力を入れる必要がある取組について尋ねると、「学校や社会における人権教育の充実」が最多でした。また、前回調査（H29）と比較すると、「インターネットを活用した啓発活動」を求める回答が増加しています（前回14.4%→今回26.3%）。

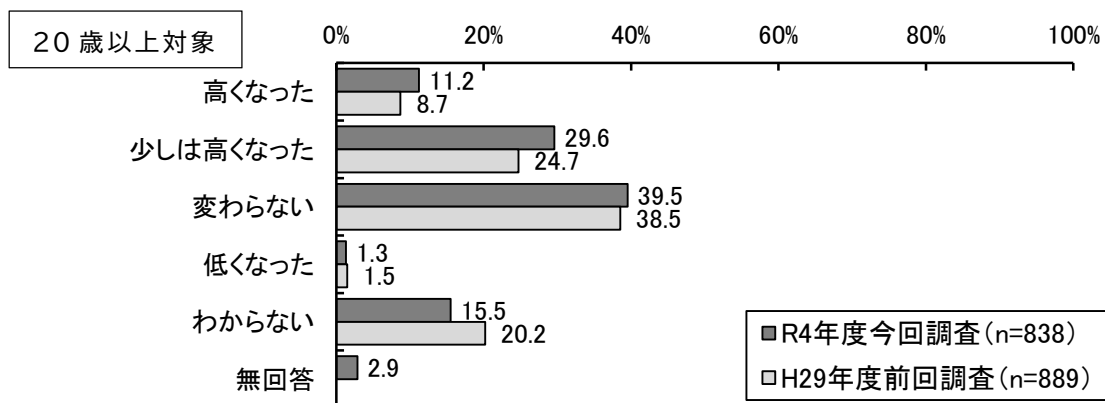
【宇和島市として力を入れるべき取組】（複数回答）

20歳以上(n=838)	
1位	学校や社会において人権教育を充実する(63.8%)
2位	宇和島市の人権関係の条例等について、認識や理解を深める啓発活動を行う(34.4%)
3位	障がいのある人や高齢者などの疑似体験を実施する(26.6%)

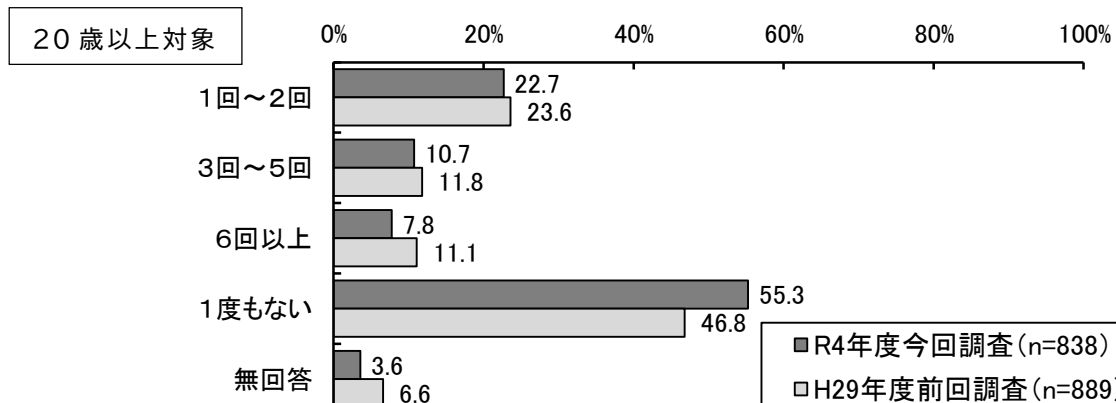
5年間の人権意識の変化について、前回調査（H29）と比較すると、高くなったとする回答が増加していました。一方で、人権に関する講演会や研修会等への参加頻度は前回調査より減少しており、1度も参加していない人が半数以上となっています。

インターネットの活用など、時代に合わせた手段で効果的に人権・同和教育及び啓発活動を実践することが求められます。

【5年前と比べた自分の人権意識の変化】（単数回答）



【人権に関する講演会や研修会への参加頻度】（単数回答）

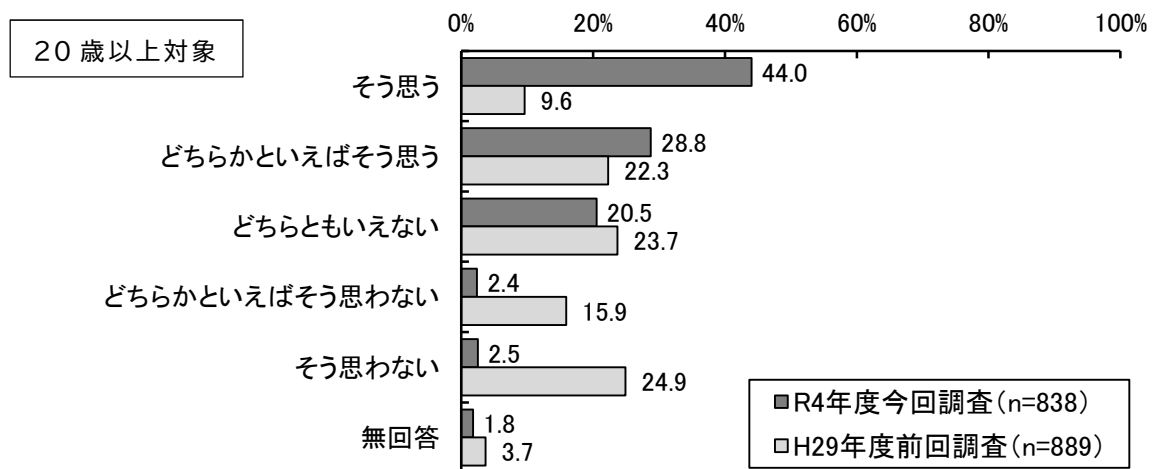


■女性の人権問題について

女性の人権問題に関する意見について尋ねたところ、前回調査(H29)からの5年間で、意識の変化がみられました。賃金格差について、前回調査では「格差があるのはしかたがない」という意見を否定(「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」)した人が40.8%だったのに対し、今回調査(R4)で「格差があるのはおかしい」と回答(「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」)した人は72.8%に上りました。

【労働する上で、男女で格差や賃金に差があるのは、おかしい】(単数回答)

※前回調査「労働する上で、男女で格差や賃金に差があるのは、しかたがない」



次に、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために、特に重要なことについて尋ねたところ、「女性が仕事を続けられる環境づくり」だとする回答が最多でした。性別でみると、女性の割合が高くなっています(男性77.6%に対し女性83.8%)。

「男性は外で金を稼ぎ、女性は内で家を守る」といった固定的な性別役割分担意識が徐々に薄れていることがうかがえます。

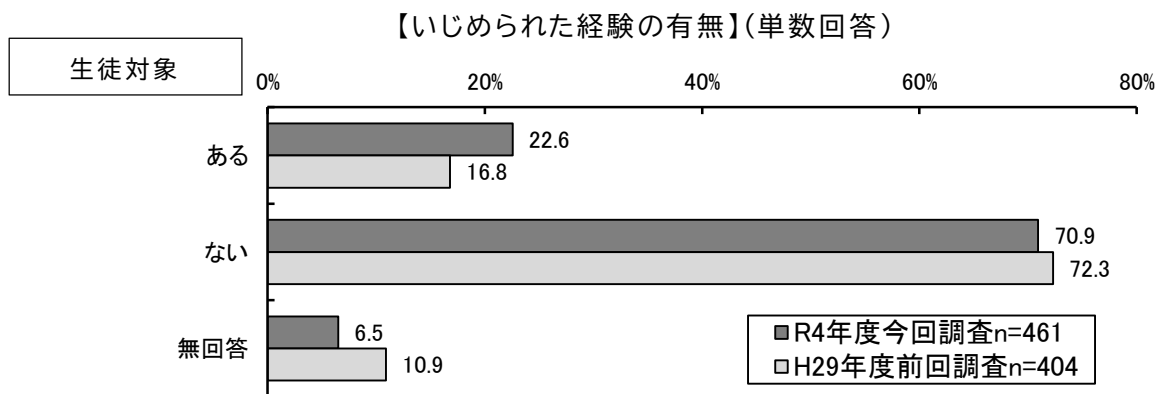
【男女平等の社会になるため重要なこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)	
1位	結婚、出産、育児、介護に関わらず、女性が仕事を続けられる環境をつくる(80.3%)
2位	職場において、性別に関係なく個性・能力を発揮し活躍できる体制をつくる(72.6%)
3位	男女が共に社会の担い手として、慣習やしきたりの見直しを行う(49.9%)

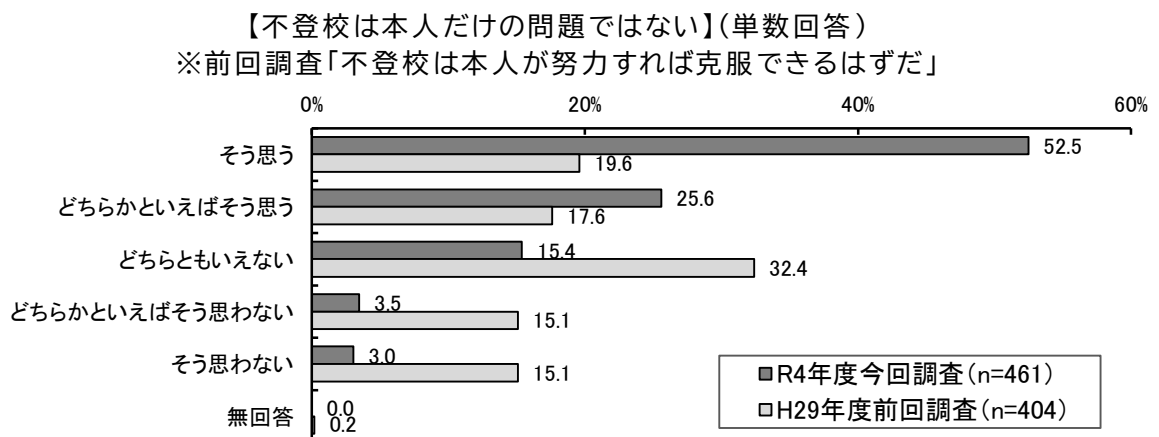
現状、出産や育児をはじめ、女性が仕事を続けることを阻む様々な要因があります。職場や家庭における格差を是正していくとともに、男性も女性も固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個々の能力を生かせる社会を目指すことが重要です。

■こどもの人権問題について

いじめは重大な人権侵害です。生徒対象の調査で、いじめられた経験を尋ねたところ、22.6%もの人が「ある」と回答しました。前回調査(H29)の結果から5.8ポイントも上昇しています。同じく、いじめを見た経験についても、「ある」という回答の割合が増加していました。



また、不登校について尋ねたところ、「本人だけの問題ではない」とする回答が過半数を超えました。こどもを取り巻く環境を見つめ直し、学校と家庭の連携を強化し、真摯に向き合う必要があります。



20歳以上対象の調査で、こどもの人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことかを尋ねると、「自分も他人も大切にできるこどもを育てる」という意見が最多でした。また、「こどもの個性や自主性を尊重する」ことを重視する声は、若い世代ほど多い傾向がみられました。多様性を尊重する社会的風潮が強まり、こどもに関しても、ありのままの個性を尊ぶことが人権尊重につながっていると考えられます。ありのままの自分を受け入れられる経験は、こどもの自己肯定感を育むことに結びつきます。

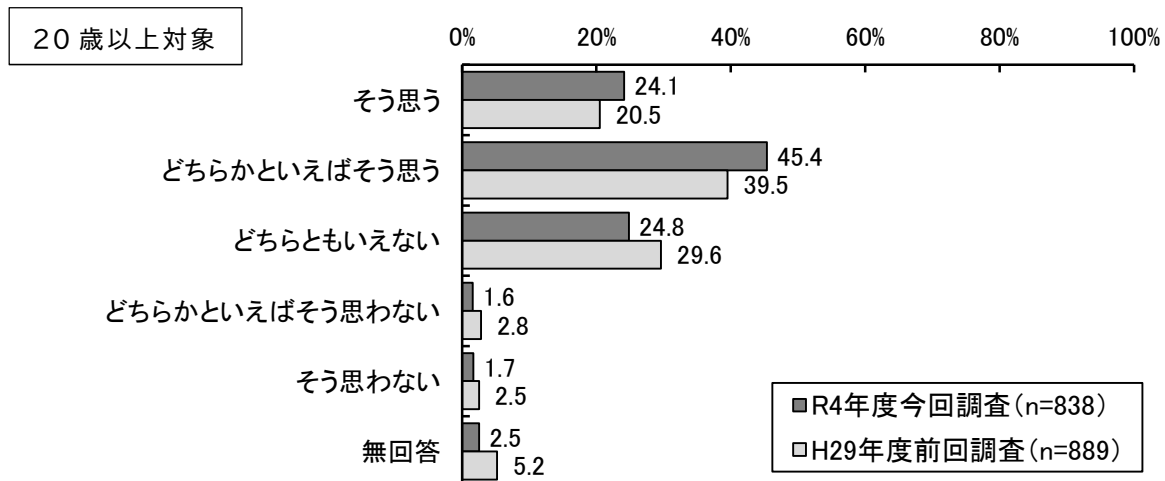
【こどもの人権が守られるために必要なこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)	
1位	自分を大切にし、他人を思いやる心を持ったこどもを育てる(68.1%)
2位	こどもの思いや考えが大切にされるなど、こどもの個性や自主性を尊重する(59.3%)
3位	家庭内の人間関係を安定させる(57.2%)

■高齢者の人権問題について

高齢化率の上昇が続く中、高齢者の社会参加の場を増やすべきだという意見は前回調査(H29)と比べても明らかに増加しており、高齢者の社会参加を望む声は高まっています。

【高齢者が社会参加できる場を増やすべきだ】(単数回答)



また、高齢者の人権が守られるために、特に必要なことを尋ねると、高齢者の活躍機会を増やすことを求める意見が最多でした。50歳代以上では、認知症対策を重視する声も多くみられました。認知症対策を含め、高齢者がその人らしく生き生きと活躍できる社会づくりが求められます。

【高齢者の人権が守られるために必要なこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)	
1位	高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、就業機会、生涯教育やボランティア活動の機会を増やす(63.8%)
2位	認知症高齢者対策を充実する(55.3%)
3位	悪徳商法や詐欺などから、判断能力が十分でない高齢者などの財産や権利を守るためのサービスを充実する(53.6%)

■障がいのある人の人権問題について

障がいのある人の人権が守られるために、特に必要なことを尋ねると、就労支援が最上位となっていました。障がいのある人の雇用機会が理不尽に奪われることなく、経済的に自立し、また社会に参加することが望まれています。しかし、令和6(2024)年に障がいのある人の就労系サービスの報酬改定があり、収益の悪化した事業者の倒産が相次ぎました。その影響を受け、障がいのある人の雇用が十分に確保されているとはいえない状況です。雇用機会の確保をはじめ、障がいを理由とした不自由を感じることをのない社会を目指す必要があります。

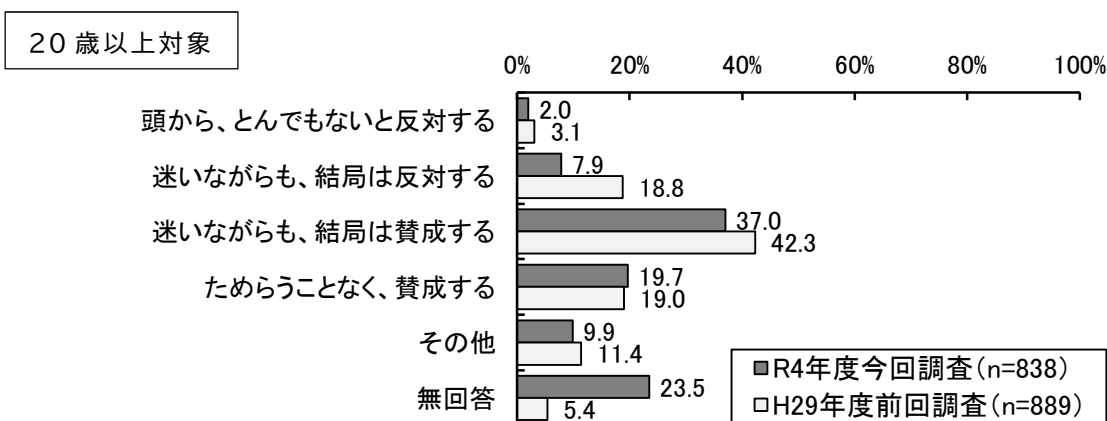
【障がいのある人の人権が守られるために必要なこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)	
1位	障がいのある人が仕事に就く場所や機会をつくる(73.8%)
2位	障がいのある人の個々のニーズに合った、保健・医療・福祉サービスを充実する(69.5%)
3位	障がいのある人や家族・支援者のための相談体制を充実する(56.8%)

■同和問題について

20歳以上対象の調査で、自分に子どもや孫がいた場合に、同和問題による結婚差別が生じた際の対応について尋ねたところ、「反対する」という意見は前回調査よりも減少しました。一方で、「賛成する」に大きな増加はみられず、無回答が増えています。

【親や祖父母として、同和問題による結婚差別が生じた際の行動】(単数回答)



現在でも同和問題が残っている原因については、昔からある偏見・差別意識が継承されてしまうこと、正しい知識が伝わっていないことが多く挙げられました。生徒や20歳代・30歳代の若年層においては、インターネット上の書き込み等で差別を助長する人がいることも原因だと、3割前後の人が回答しています。

また、同和問題に関する人権問題の解決に必要なことについては、啓発や教育で正しい知識を伝え、理解を深めることが重視されていました。

長い時間をかけて根付いてしまった偏見や差別意識を取り除くのは、決して生易しいことではありません。本市における差別の歴史と実態を含め、正しい知識を伝える教育を継続し、誤った偏見や差別意識の伝播をくい止めることが極めて重要です。

【同和問題が残っている原因】(複数回答)

20歳以上(n=838)		生徒(n=461)
1位	昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから(68.7%)	部落差別に関する正しい知識を持っていない人があるから(67.3%)
2位	部落差別に関する正しい知識を持っていない人があるから(44.3%)	昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから(62.9%)
3位	地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから(43.4%)	地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから(43.0%)

【同和問題の解決に必要なこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)		生徒(n=461)
1位	差別問題に対しては、関係者をはじめ市民に正しい認識と理解を深めるよう努める(44.2%)	学校や地域、企業における部落差別解消の教育を推進する(61.6%)
2位	学校や地域、企業における部落差別解消の教育を推進する(43.3%)	差別問題に対しては、関係者をはじめ市民に正しい認識と理解を深めるよう努める(44.9%)
3位	宇和島市における同和問題の歴史や実態をきちんと知る・知らせる(43.2%)	宇和島市における部落差別の歴史や実態をきちんと知る・知らせる(43.0%)

■外国人の人権問題について

外国人の人権問題についての考えを尋ねると、困難を抱えた外国人への支援には肯定的な回答が寄せられました。一方で、特に20歳以上対象の調査では、全体的に「どちらともいえない」と回答した人の割合が多い傾向がみられました。これは、外国人を支援したり、全面的に受け入れたりすることで、日本人の権利や財産を脅かされることに対する不安の表れだと推察されます。就労や福祉を含め、こと政治・税金が関係してくる分野においては、外国人をどこまで受け入れるべきか、明確な答えを出すのが難しい問題です。国内の景気や、国際情勢の影響も大いに受けるでしょう。したがって、個人としては、全ての物事を「日本人」「外国人」の対立関係で捉えるのではなく、文化やルーツの違いについて相互に理解を深め、互いの人権を尊重し合うことが重要です。

【外国人の人権問題についての考え】(項目ごとに単数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
そう思う	不況になると、外国人が真っ先に解雇になるのはおかしい(肯定:64.0%)	日本人は外国人労働者の受け入れをすすめるべきだ(肯定:74.5%)
	外国人でも、生活に困っていれば福祉の対象にするべきだ(肯定:60.4%)	外国人でも、生活に困っていれば福祉の対象にするべきだ(肯定:71.0%)
な思そう いわう	外国人が隣に引越してくるのは困る(否定:52.3%)	外国人が隣に引越してくるのは困る(否定:68.8%)
いえない どちらとも	日本人は外国人労働者の受け入れをすすめるべきだ(どちらともいえない:43.9%)	ヘイトスピーチに関して法的な罰則を設けるべきだ(どちらともいえない:34.5%)
	ヘイトスピーチに関して法的な罰則を設けるべきだ(どちらともいえない:40.5%)	不況になると、外国人が真っ先に解雇になるのはおかしい(どちらともいえない:25.4%)

■感染症(HIV、ハンセン病など)患者等の人権問題について

感染症(HIV、ハンセン病など)患者等の人権問題に関する考えを尋ねたところ、当事者に寄り添う考えに肯定が集まり、反対に、当事者を忌避する考えに否定が集まる傾向にありました。一方で、忌避する考えに「どちらともいえない」とする回答も多くみられました。例えば「日常生活では感染しないとわかっているにもかかわらず接触を避けたい」などです。

人権意識では「差別は誤りだ」と思っているにもかかわらず、自分や家族に感染する不安から、偏見を抱いてしまう人がいると考えられます。感染症等やその予防に対する正しい知識を普及し、誤解を取り除き、差別や偏見の芽を摘むことが重要です。

【感染症患者等の人権問題についての考え】(項目ごとに単数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
思う そう	感染症患者や感染症元患者が本名を明かしたくない気持ちはわかる(肯定:79.7%)	職場や学校で不利な扱いを受けることは人権侵害だ(肯定:79.9%)
思わない そう	店や施設の利用、サービスの提供を拒否されるのは仕方がない(否定:45.6%)	店や施設の利用、サービスの提供を拒否されるのは仕方がない(否定:48.8%)
	感染症は本人の健康管理の問題だ(否定:40.4%)	感染症は本人の健康管理の問題だ(否定:48.4%)
いえない どちらとも	感染症は本人の健康管理の問題だ(どちらともいえない:40.9%)	感染症は本人の健康管理の問題だ(どちらともいえない:34.7%)
	日常生活では感染しないとわかっているにもかかわらず接触を避けたい(どちらともいえない:36.5%)	日常生活では感染しないとわかっているにもかかわらず接触を避けたい(どちらともいえない:33.2%)

■新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関連して人権が尊重されていないと感じる状況を探ねると、「感染者やその家族についてのうわさ・誹謗中傷」が最も多くなっていました。なお、調査が行われた令和4(2022)年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行する前であり、人権を侵害されるおそれが特に強くあったと考えられます。

※感染症法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。新型コロナウイルス感染症の位置づけは、それまで「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」とされていましたが、令和5(2023)年5月8日から「5類感染症」になりました。

【新型コロナウイルス感染症に関して人権が尊重されていないと感じる状況】(複数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
1位	感染者やその家族について、うわさされたり、誹謗中傷をされたりすること(79.8%)	感染者やその家族について、うわさされたり、誹謗中傷をされたりすること(81.3%)
2位	医療従事者等の家族が出勤や店舗等への入店を拒否されたり、子どもの登校・登園を拒否されたりすること(61.9%)	感染者やその家族の氏名・住所等の情報がインターネットに掲載されたり、書き込みをされたりすること(65.1%)
3位	感染者やその家族の氏名・住所等の情報がインターネットに掲載されたり、書き込みをされたりすること(61.5%)	いわれのない誹謗中傷により店舗等の営業を妨げられること(59.0%)

■性的マイノリティについて

性的マイノリティの人権を守るために必要なことを探ねたところ、「正しく理解するための教育や啓発」が重視されていました。全体的に、前回調査と比較して各項目の回答の割合が増えており、性的マイノリティの人権への関心が高まっています。

また、生徒対象の調査で46.4%が必要と回答した「同性カップルの公認制度」については、20歳以上対象の調査では31.5%にとどまっており、世代間の隔たりがみられました。年齢別の結果でも、30歳代以降は年齢層が上がるにつれて割合が減少し、30歳代の46.9%に対し、70歳以上は17.6%になっています。

【性的マイノリティの人権を守るために特に必要だと思うこと】(複数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
1位	正しく理解するための教育や啓発(66.2%)	正しく理解するための教育や啓発(79.8%)
2位	法律等の整備(40.9%)	学校において、制服、髪型等の校則について、性的マイノリティに配慮したものにする(55.8%)
3位	学校において、制服、髪型等の校則について、性的マイノリティに配慮したものにする(36.3%)	パートナーシップ宣誓制度など同性カップルを公認する制度をつくる(46.4%)

■インターネット上の人権侵害について

20歳以上対象の調査で、インターネット上の人権について特に問題だと思うことを尋ねると、いわゆる「誹謗中傷」だとする意見が最多でした。誹謗中傷によって人が亡くなってしまう痛ましい事件は後を絶たず、問題意識が強まっていると考えられます。

【インターネット上の人権問題について、特に問題だと思うこと】(複数回答)

20歳以上(n=838)	
1位	他人へのひどい悪口や差別書き込み、差別を助長する表現などを掲載すること(80.9%)
2位	一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと(60.3%)

生徒対象の調査で、インターネット上で人権がおかされた事案を見た(聞いた)ことがあるかを尋ねたところ、3割近くが「ある」と回答しました。前回調査(H29)と比較して「ある」の割合は増加しており、インターネット上の人権問題の悪化がうかがえます。

【インターネットを使って、人権がおかされた事案を見た(聞いた)経験】(単数回答)

	生徒・今回(R4)(n=461)	生徒・前回(H29)(n=404)
1位	ない(70.5%)	ない(76.7%)
2位	ある(28.6%)	ある(23.3%)

■災害・事故等による風評被害の人権問題について

地震や災害時において人権に配慮するために必要な取組について尋ねたところ、避難所における女性や子育て家庭への配慮が重視されていました。20歳以上対象の調査で性別にみても傾向は一致しており、男性の65.8%、女性の71.6%が避難所における配慮が必要だと考えています。近年は、全国的に災害が多発しており、またSNS等の発達により、避難所の実際の状況を知る機会が増加しました。その影響もあり、避難所における配慮が重視されるようになったと推察されます。

【地震など災害時において人権に配慮するために必要だと思うこと】(複数回答)

	20歳以上(n=838)	生徒(n=461)
1位	避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする(68.4%)	通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する(61.0%)
2位	被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える(60.6%)	避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする(59.0%)

5 計画の位置づけ

本計画は、「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」に基づき策定するもので、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」、「愛媛県人権施策推進基本方針」を踏まえ、「宇和島市総合計画」等との整合性をとりながら、人権施策についての必要な事項を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

国		県
〈法律・条例〉	日本国憲法(昭和22年施行)	愛媛県人権尊重の社会づくり条例 (平成13年施行)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年施行)	
	人権施策に関わる各法律	
〈計画〉	人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年、平成23年変更)	愛媛県人権施策推進基本方針 [第3次改訂版](令和2年策定)

宇和島市		
〈計画〉	第2次宇和島市総合計画 (平成30年策定)	宇和島市人権施策計画
		関連計画 男女共同参画基本計画/教育振興計画/高齢者福祉計画・介護保険事業計画/障害者基本計画 等

6 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間です。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」を基軸とし、差別・偏見を解消するため、同和問題をはじめとした様々な人権問題に対する施策を推進してきました。

本計画は、現在の社会動向とこれまでの取組状況、そして令和4(2022)年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、以下の基本理念を掲げ、互いの多様性を認め合い、あらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される宇和島市の実現を目的とします。

基本理念

お互いの多様性を認め合い、
一人一人の人権が尊重されるまちの実現

2 施策体系

人権施策推進の基本姿勢は、次のとおりです。

(1)人権尊重の視点に立ったまちづくり

市政のあらゆる施策に人権尊重の考え方を取り入れ、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2)あらゆる場における人権・同和教育及び啓発の推進

人権・同和教育及び啓発において、社会のあらゆる場で人権啓発の意識が根付き、人々が様々な人権問題に関する知識を身に付け、差別解消に向け主体的に行動できるように努めます。

(3)人権擁護及び相談体制の充実

人権問題の早期解決を図るため、相談機関や指導者養成講座等の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、人権擁護及び相談体制の充実を図ります。

■施策体系図

基本理念

お互いの多様性を認め合い、一人一人の人権が尊重されるまちの実現

基本的施策の推進

- 1 人権尊重の視点に立ったまちづくり
- 2 あらゆる場における人権・同和教育及び啓発の推進
- 3 人権擁護及び相談体制の充実

分野別人権課題への対応

- 1 女性の人権
- 2 こどもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 同和問題
- 6 外国人の人権
- 7 感染症に関連する人権問題
- 8 ハンセン病患者・ハンセン病療養所入所者及びその家族の人権
- 9 性的マイノリティの人権
- 10 インターネットの人権問題
- 11 震災等の災害に起因する人権問題
- 12 その他の人権問題

第3章 基本的施策の推進

1 人権尊重の視点に立ったまちづくり

市民一人一人がお互いの人権を尊重し、共生社会を目指すまちであるため、人権尊重の精神を育成するとともに、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取組を進めることが重要です。

本市では、行政運営のあらゆる場面において人権尊重の視点を持って施策を立案・実施することとし、「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」等に基づき、人権教育協議会の活動支援、関連団体との緊密化を促進し、学校・地域・行政等が一体となった人権・同和教育推進のための連携・強化に努めます。

【施策の方向性】

- 全ての人々の人権を守る施策であるという認識を持ち、人権尊重の視点に立った行政運営に努めます。
- 職員一人一人が人権行政の推進者である自覚を持ち、人権課題に関する学習とその解決に取り組めます。
- 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体等の職員・従事者の人権意識を高める取組を推進します。
- 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。

【具体的な取組】

① 人権尊重の視点に立った行政運営

取組	概要	主管課
地域共生社会の実現に向けた取組	●「宇和島市地域福祉計画」に基づき、属性や様態を問わず、支援を要する全ての人を対象とし、住民・事業者・行政が協働して「思いやりの心を育み 福祉の力で活力を創造する 支え合いのまち うわじま」を目指して取組を進める。	福祉課
プライバシー保護	●個人情報の保護に関する法律及び宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努める。	総務課 関係各課

プライバシー保護	●個人情報の保護を図るとともに、特定個人情報の保護の取扱いについての一般知識の修得、セキュリティ水準の維持向上等のための研修を行う。 ●特定個人情報の取扱いに関する知識を習得するための研修等を実施し、セキュリティ水準の向上を図る。	デジタル推進課
人権関係団体の育成・支援	●人権関係団体の活動及び組織の強化のため、情報交換を密に行い、共通認識・共通理解を深める。また、連携をとりながら、人権関係団体の支援・育成を図る。	人権啓発課

② 職員等の人権意識の高揚

取組	概要	主管課
職場研修	●部局や課内における各課題研修や人権・同和教育研修会等を実施する。	人権啓発課
一般研修	●管理職に各種研修会、講座等の受講を推奨する。	人権啓発課
市職員人権教育推進委員養成講座	●職場研修において、人権に対する職員の理解と認識をより深めるために、人権教育推進委員の人権意識のより一層の向上を目指す。人権教育推進委員が職場研修を実施したのち、各課に持ち帰り、共通理解を促し、職員の意識向上を図る。	人権啓発課
市の外郭団体等の人権研修支援	●市の外郭団体の人権に対する理解と認識を深めるために、人権研修(啓発)を推進する。	人権啓発課

③ 人権に関する情報の収集・提供

取組	概要	主管課
人権に関する市民意識調査等の定期的な実施	●人権行政の基礎資料を得るため、市民から人権に関する様々な意見を収集する市民意識調査を定期的に実施し、効果的な施策に取り組む。	人権啓発課
研修の在り方に関する調査・研究開発	●人権・同和教育を推進するため、研修会や講演会等でアンケート調査を実施して、分析する。 ●体系的な人権啓発のための研修の在り方について研究を進め、様々な手法を取り入れて実施する。	人権啓発課

2 あらゆる場における人権・同和教育及び啓発の推進

人権・同和教育及び人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。人権・同和教育及び啓発が目指すものは、私たち一人一人が様々な人権課題の本質を正しく理解し、身の周りで起こる問題に気付き、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身に付けることです。

基盤となる人権意識を確立するためには、成長・発達の可能性を持った子どもと向き合う学校教育の中でこそ、人権についての豊かな感性や思想を培う必要があります。そして、学校教育で培った資質をより定着させるために、家庭や地域、職場等においても人権意識の高揚を目指した取組の充実が必要です。

これまでの取組を十分に踏まえ、子どもから高齢者まで市民一人一人の人権意識を一層高めていくために、内容・方法等の充実を図りながら、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発を効果的かつ継続的に推進します。

【施策の方向性】

- 学校等において、子どもが様々な人権課題の解決に向けた態度や行動力を身に付け、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培えるように、人権・同和教育の推進を支援します。また、事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。
- 家庭における家族間のふれあいを通して、他人への思いやりや生命の尊重など、人格形成が果たされるよう情報提供を行います。また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いに協力して子育てや家事などを行う意識づくりを進めます。
- 地域社会の人々との交流を通して人権意識を育めるよう、公民館等の社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、ボランティア活動の推進を行います。
- 人権の視点を踏まえた企業活動を推進し、職場におけるあらゆるハラスメントをなくし、働きやすい環境づくりに努めます。
- 公務員、教職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者など、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ特定の職業に従事する者に対し、人権尊重の理念が浸透し、効果的な人権・同和教育が行われるよう、積極的な支援に努めます。

【具体的な取組】

① 学校等における人権・同和教育の推進

取組	概要	主管課
就学前における人権・同和教育の推進	●保育の質の向上のため保育士等研修を実施する。(市立保育所・民間保育所合同研修、特別支援保育研修、乳幼児保育研修等)	こども家庭課 人権啓発課
校区別人権・同和教育懇談会	●小・中学校ごとに学校・保護者・地域住民が共に人権について考えるための広範な教育・啓発活動に努める。教育内容については、参加者同士が意見交換しながら学習できるように工夫する。	学校教育課 人権啓発課
現職教育の充実	●学校の全教育活動や授業において、児童生徒の人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進する。 ●同和問題をはじめとする様々な人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、発達段階に応じた教材・資料等の研究開発に努める。 ●学校での人権・同和教育研修(教職員対象)実施に対する講師派遣等の支援を行う。学校での総合的な学習の時間における様々な人権課題に関する人権学習に対し、講師派遣等の支援を行う。 ●管理職や新規採用の教員等への人権・同和教育研修を実施する。 ●人権・同和教育主任連絡会を実施し、人権・同和教育の基本方針や、人権・同和教育推進上の諸課題に関する認識を深めるとともに、人権・同和教育主任として指導力の向上を図る。 ●校内研修へ指導主事等を派遣する。 ●人権・同和教育に関する研修会(全国・四国・県、市、文科省指定事業、地区別人権・同和教育研究協議会、市同研大会等)への参加を促し、教員の人権意識を高め、資質向上を図る。	学校教育課 人権啓発課

② 社会教育における人権・同和教育及び啓発の推進

取組	概要	主管課
家庭における人権・同和教育の推進	●PTA人権・同和教育研修等における講師派遣等を支援する。	学校教育課 生涯学習課
	●広報紙において人権啓発につながる記事を掲載する。	市長公室 関係各課
	●人権だよりによる啓発を継続するとともに、市のホームページやチラシ等を活用した啓発活動を行う。 ●児童生徒が制作した人権ポスターや標語等をクリアファイルにして啓発活動に生かし、家庭での人権意識の高揚を図る。	人権啓発課
地域における人権・同和教育の推進	●「差別をなくする強調月間」(11/11～12/10)期間中に啓発事業を実施する。 ●広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題等を取り上げ、魅力的な学習プログラムを開発するとともに、様々な指導者を確保する。 ●市民啓発講座を実施し、様々な人権課題についての学びの場を提供する。 ●人権に関わる教育活動充実のため、人権啓発ビデオの貸し出し等を継続して実施し、資料の整理、情報収集・提供・広報活動に努める。 ●人権を考える市民の集い(旧1市3町)において、講演会やコンサートをはじめ、様々な人権に関する行事を開催し、市民の人権意識の高揚を図る。また、隣保館まつり等の啓発行事を行い、地域交流の機会を設ける。	人権啓発課
	●公民館等の利用者を対象に、人権・同和教育研修会を継続して実施する。 ●人権問題を自分事として捉え、人権問題解決への視点を持ち、行動できる地域人材の育成を図る。	生涯学習課 人権啓発課

③ 職場における人権・同和教育及び啓発の推進

取組	概要	主管課
企業に対する人権・同和教育の推進	●事業者に対し、企業の社会的責任としての人権尊重の理念を普及し、人権意識の涵養を図るため、企業向け人権研修会の実施や市主催の講演会等への参加を企業に広く周知する。	人権啓発課
教職員に対する人権・同和教育の推進	●人権・同和教育主任を中心に、情報交換を密にし、研修や実践を互いに評価し、よりよい研修を行う。 ●研修会や懇談会への主体的・積極的参加を進め、学ぶ機会を充実させ、様々な人権問題の解決への姿勢を確立し、指導力の向上に努める。 ●人権・同和教育に対しての情報共有を図るため、全教職員を対象に毎年1回の研修会を実施し、人権感覚を磨き、人権尊重の意識を高める。	人権啓発課 学校教育課
保健・医療・福祉関係者に対する人権・同和教育の推進	●民生児童委員協議会、社会福祉協議会等に対し、人権問題に関する研修に取り組むよう働きかける。	人権啓発課
マスメディア関係者に対する人権・同和教育の推進	●毎年、市内の小・中・高の児童・生徒、教職員と人権啓発ビデオメッセージを共同制作し、地元ケーブルテレビにて放映することにより、啓発を行う。	人権啓発課

3 人権擁護及び相談体制の充実

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国の専管事項です。しかしながら、人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、市としても解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。特に近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、関係各課・各機関との連携と、相談員の資質向上が必要不可欠です。

近年、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者等への支援など、新たな人権課題への対応や専門的な知識が求められています。市では、人権擁護委員の資質向上のための研修に講師を派遣・紹介するなど、連携・協力した人権啓発活動に取り組みます。

【人権相談体制】

所管	対 応			備 考
国	法務局	宇和島支局	来庁及び電話	平日
	人権擁護委員	宇和島市役所 (ほか3支所)	来庁	偶数月1回 17名
市	宇和島市役所	教育委員会人権啓発課	来庁及び電話	平日
	隣保館等	番城福祉会館 三間町隣保館 津島町福祉会館 吉田支所教育係	来庁及び電話	平日
<電話相談> 愛媛県人権啓発センター/みんなの人権110番/こどもの人権110番/女性の人権 ホットライン/外国人のための電話相談窓口/LGBTQ電話相談				
<来庁/電話相談> 【心の健康相談】 宇和島市役所(ほか3支所) 【くらしの相談窓口】 宇和島市役所				

【施策の方向性】

- 市民がいつでも気軽に相談できて、適切な対応を受けられるように、人権相談に関する体制の充実と窓口の周知に努めます。
- 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充実を進めます。
- 庁内の各相談窓口や国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化し、迅速かつ確実な問題解決と支援を図ります。
- 人権相談及び支援に携わる職員の確保と資質向上を図ります。

【具体的な取組】

① 人権相談体制の充実・強化

取組	概要	主管課
相談窓口の開設	●市民法律相談（弁護士無料法律相談）、行政相談等を実施し、様々な問題の解決を図る。	総務課
	●「心の健康相談」として、精神科医師または公認心理師による相談、保健師による相談、認知症に関わる相談を実施する。	保険健康課 福祉課
	●宇和島市消費生活センターとして、商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルについての相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。	市民課
	●同和問題をはじめ、こども、女性、障がいのある人など対象者別の人権相談については、これまでどおり関係各課の相談窓口においても対応し、それぞれの相談内容や対象者の属性に応じた適切な対応ができるよう、国・県の関係機関との連携を強化して取り組む。	関係各課
相談体制の強化	●法務局や人権擁護委員、隣保館等関係機関との密な連携により、相談体制を強化する。 ●相談に当たる職員の資質の向上を目指し、各種研修会に参加する。	人権啓発課
相談窓口の周知	●市の広報紙やホームページ、宇和島ケーブルテレビ（UCAT）やお守りリーフレットなど、あらゆる機会や手段を活用して各種相談窓口を周知する。	関係各課
心の相談の充実	●小・中学校で「SOSの出し方・受け止め方」教育を実施するとともに、若年層に向けたメンタルヘルスへの取組を充実させる。	保険健康課 学校教育課

② 人権侵害の救済

取組	概要	主管課
人権救済制度の早期確立	●人権が侵害された場合の救済制度の早期の創設と適切な運用を、国や関係機関に要望する。	人権啓発課
人権侵害事例への対応	●差別事象など人権侵害事例に対して、関係各課、関係機関・関係団体等と連携・協力し、被害者の人権回復を図られるよう助言する。	人権啓発課 関係各課

救済・支援体制の充実	●相談を受けた各課が、市の関係課や法務局等の関係機関と連携を図りながら救済・支援していくに当たり、被害者の一時的な保護も含め、できる限り速やかな被害者の救済が図れるよう体制の充実に努めます。	人権啓発課 関係各課
地域での見守り体制の構築	●児童に対する虐待を防止し、虐待が発生した際には、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の構築に努める。	こども家庭課
	●高齢者虐待を防止する支援体制構築に取り組むとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などの孤立を防止し、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進に努める。	高齢者福祉課

③ 権利擁護に向けた取組の推進

取組	概要	主管課
権利擁護の推進	●関係機関と連携して、総合的な権利擁護事業を推進するとともに「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図る。	高齢者福祉課 福祉課
成年後見制度における市長申立ての実施	●成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がいない場合や申立て経費、後見人の報酬を負担できないなど、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい人に対して、成年後見市長申立てを実施する。	高齢者福祉課 福祉課
福祉サービス利用援助事業の円滑な推進	●介護保険の手続などサービス利用の援助や、預貯金の出し入れなどの金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業について、制度の浸透や援助を行う生活支援員の人材確保・育成を推進する。	高齢者福祉課
登録型本人通知制度の普及	●第三者による戸籍、住民票などの不正取得の早期発見及び不正取得自体の抑止に効果がある、登録型本人通知制度の普及に努める。	市民課

第4章 分野別人権課題への対応

1 女性の人権

【現状と課題】

女性の地位向上と男女平等のための国際的な取組は、昭和50(1975)年の「国際婦人年」を契機とし、昭和54(1979)年には「女性差別撤廃条約」が採択され、世界に向けて女性差別をなくすことを求めました。本市は、平成18(2006)年に制定した「宇和島市男女共同参画推進条例」に基づいて男女共同参画の視点を持ったまちづくりを推進しており、平成20(2008)年に「第1次次宇和島市男女共同参画基本計画」を、平成25(2013)年に第2次計画、平成30(2018)年に第3次計画を策定しました。

しかしながら、令和4(2022)年度に実施した市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は薄れつつあるものの、完全に解消されたとはいえません。社会生活の様々な場面において「女性」あるいは「男性」という理由で不利益を被ることがあります。また、DV、性犯罪、ストーカー等の暴力や、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。その背景には、女性の人権を軽視する男尊女卑の考え方、男女間の経済的又は社会的地位の格差など、単に個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題があります。コロナ禍においても、非正規雇用労働者の失業、DVの増加・深刻化など、女性に厳しい社会であることが改めて浮き彫りになりました。また、SNS等に起因する性犯罪・性暴力の被害が増加し、特に若年層への性被害防止対策の必要性が高まっています。

男女が互いに人権を尊重するとともに、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現や、あらゆる暴力から女性を守るための相談や対応の体制整備に努めます。

【施策の方向性】

- 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識の解消や、ジェンダー平等意識の醸成に向けて、あらゆる場面における教育・啓発を推進します。
- 女性が抱える様々な困難に対し、関係機関との連携の下、被害者が相談しやすい窓口を設置し、一人一人の状況に寄り添った適切な支援を行います。
- DV(デートDVを含む)や性犯罪、様々なハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。
- 女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、いわゆる男性中心型労働慣行の見直しに関する啓発を進めるとともに、事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
企業・各種団体等における意思決定過程への女性の参画促進	●性別に関わらず個の能力や感性が十分に発揮できるよう、企業や自治会等の地域活動組織における登用方法について啓発を行う。	企画課
ハラスメント全般の防止	●セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント全般の防止について、広報紙、ホームページによる意識啓発、セミナーの開催による事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行う。	人権啓発課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	●職場での性別による役割分担の是正や、育児・介護休暇制度の普及、労働者の健康づくり等、関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、事務所へ働きかける。 ●県の認定制度「ひめボス宣言事業所認証・奨励金制度」と連携し、仕事と家庭の両立に取組む事業所を支援する。	企画課 関係各課
家庭生活における男女共同参画の推進	●各種講座や研修会等の学習機会、広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙等、あらゆる機会や手段を活用して意識啓発を行う。 ●父親の子育て参加に対する意識啓発を促進し、また、男性を対象とした料理教室、育児講座、介護講座等を開催し、男性の家事・育児等への参加を促進する。	企画課 関係各課
DV等の防止啓発	●当事者に寄り添った相談対応を行うとともに、DVやあらゆる暴力の根絶に向けた啓発等を行う。	こども家庭課
発達段階に応じた生命と人権を大切にする性教育の推進	●生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような性教育を推進する。	学校教育課 保険健康課

② 相談・支援体制の充実

取組	概要	主管課
DVの相談体制の充実	●配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携による相談・支援を行う。 ●相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーに十分配慮した相談体制を整備する。	こども家庭課

ひとり親家庭等の相談及び就業自立支援	●ハローワーク(公共職業安定所)等と連携し、ひとり親家庭の就労や各種支援制度に関する情報の提供を行う。 ●親権、養育費、面会交流、慰謝料等に関する情報提供を実施する。	こども家庭課
--------------------	--	--------

③ 男女共同参画社会づくりの推進

取組	概要	主管課
女性活躍の促進	●女性を中心とするまちづくり団体等の組織づくりや活動を支援する。 ●職場での性別による役割分担の是正や、育児・介護休暇制度の普及、労働者の健康づくり等、関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、事務所へ働きかける。 ●県の認定制度「ひめボス宣言事業所認証・奨励金制度」と連携し、女性活躍及び仕事と家庭の両立に取り組む事業所を支援する。	企画課
行政の審議会等への女性登用の推進	●審議会等における政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、平成27(2015)年施行の「宇和島市審議会等の在り方指針」に基づき、女性のいない審議会等の解消に全庁で努める。 ●審議会等の委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するために必要な学習機会の充実を図り、女性リーダーを育成する。	企画課 関係各課
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	●女性はライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化する特徴があることから、女性の身体的特性を踏まえながら適正体重の維持や生活習慣病のリスクを高める飲酒や喫煙対策をはじめ、各ライフステージにおける健康課題の解決を目指す。	保険健康課
妊娠期から子育て期における切れ目のない保健対策の推進	●安心して妊娠出産、子育てができるよう身近で相談に応じ、産後ケア事業など様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図りながら、関係機関と連携した切れ目のない支援を行う。また、必要な情報を適切な時期に受け取れるよう公式LINEやアプリ等を活用した情報発信を行う。	保険健康課

2 こどもの人権

【現状と課題】

次代を担う子どもたちの豊かな成長は、全ての市民の願いです。こどもの人権については、平成元(1989)年に「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)が国連で採択され、日本においても平成6(1994)年に批准されました。この条約は、こどもを権利の主体として位置づけ、基本的な考え方として、「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の4つの原則が示されました。令和5(2023)年には「こども基本法」が施行され、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた基本理念にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指して、こども施策を推進することとされました。

本市においても、家族形態の多様化や社会環境の変化の中で、家庭や地域における教育力や養育力が低下しているほか、子育て家庭の孤立や経済的な逼迫などによって、大人から虐待を受けたり、ヤングケアラーとしての役割を担わされたりするこどもの存在などが懸念されます。こどもや家庭が抱える困難や課題は、こどもの要因、保護者や家庭の要因、環境の要因などが複合的に重なり合って、ヤングケアラー、いじめ、不登校、孤独・孤立など、様々な形で表れます。そのような複合的な課題を持つ家庭をサポートするためには、多機関が連携して対応する必要があります。

生徒(中学校3年生・高校生3年生)を対象として令和4(2022)年度に実施した市民意識調査の結果では、いじめをした経験、された経験、見た経験のいずれにおいても「ある」という回答が前回調査(平成29(2017)年度実施)より増加していました。こどもの人権を守り、安心できるこどもの居場所づくりなど健全に育成する環境の整備が急務となっています。

本市は、令和2(2020)年度から全小中学校をコミュニティスクールとしており、こどもを地域と学校、官民で協働して育てていく取組を行っています。少子化が進む中、大切な子どもたちの人権を守り、健全に育成するには、全市民で取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- こどもの権利が守られるように、こどもの権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解促進を図ります。
- こどもの相談支援体制の充実に努め、関係機関や民間団体、地域住民との協働の下、支援が必要なこどもや家庭の早期発見に努め、必要な支援につなげていきます。
- 教職員を対象としたより専門的な研修の充実に努め、教職員の質的向上を図ります。
- 関係機関との連携を強化し、いじめの予防や暴力行為の根絶を目指します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
人権・同和教育研修(こどもの人権を守る教育の推進)	●学校教育でこどもの人権に関する正しい理解と対応力を高めるため、人権・同和教育研修に講師派遣等の支援を行う。	人権啓発課 学校教育課
こどもの権利の周知	●家庭、学校園、地域社会などにおいて、こどもの権利が守られるように、こどもの権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解促進を図る。	人権啓発課 関係各課

② 相談・支援の充実

取組	概要	主管課
地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)事業	●主として保育所や幼稚園などに通所・通園していない乳幼児を抱える子育て家庭への総合的な支援のため、保育所やその他の施設で実施する。 ●子育て家庭の交流の場の提供及び交流促進を行う。 ●子育て等に関する相談・援助を実施する。 ●地域の子育て関連情報の提供等を行う。 ●子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	保険健康課 こども家庭課
子育て相談窓口の開設	●宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」に所在する「宇和島市子育て世代活動支援センター」において、定期的に子育て相談窓口を開設する。	保険健康課
スクールカウンセラー推進事業	●スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒、教職員及び保護者に対するカウンセリングを通じた不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・解決を支援する。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	●スクールソーシャルワーカーが、市立小学校及び中学校の依頼に応じて、ソーシャルワークの視点から支援を実施する。	学校教育課
こども食堂への支援	●こどもが多世代と集いふれあう居場所づくりや、こどもの成長を地域で見守る体制を整備するため「こども食堂」を開設・運営する活動を支援する。	こども家庭課
ヤングケアラーの把握及び支援	●地域や学校、こども本人に対する啓発を行うとともに、関係機関との連携により支援が必要なヤングケアラーの把握に努め、早期に適切な支援につなげる。	こども家庭課

③ こどもの安全を守る取組の強化

取組	概要	主管課
児童虐待予防推進事業	●児童虐待予防及び通告・相談対応・支援に関する関係機関の連携体制を強化し、児童の健全育成を推進する。 ●虐待通告への対応を含む児童家庭相談を行う。	こども家庭課
いじめ問題への適切な対応	●いじめ問題に組織的に対応できる指導体制の充実を図る。 ●学校と家庭が連絡を密に取り合いながら、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に努める。 ●いじめアンケートや教育相談の実施等により、いじめの認知に努め、スクールカウンセラーやハートなんでも相談員による相談体制を充実させる。	学校教育課
不登校問題への適切な対応	●不登校児童生徒に対し、学校、家庭、関係機関が連携し、継続的な支援と早期解決を目指す。 ●不登校児童生徒に対して個々の状態に応じた指導を行う適応教室を提供するなど、教育の機会を確保する。	学校教育課
通学路安全対策事業	●通学路に関する児童生徒の安全を確保するため、関係機関と連携を図り、定期的に協議・検討を行う。	教育総務課
こどもの安全・安心な居場所づくりの推進	●全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、地域の実情を勘案しながら、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備に努める。	生涯学習課

3 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界に類のない速さで高齢化が進んでいます。本市においても高齢化率は既に40%台に到達しており、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎えることが予想される令和22(2040)年には、高齢化率が49.2%になると見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、要介護高齢者・認知症の高齢者や高齢単身世帯・夫婦のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しました。それに伴い、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関するトラブルや詐欺被害・消費者被害などが発生したりしています。また、認知症の高齢者等への偏見や無理解、認知症を理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、高齢者への虐待など、共生社会の実現に向け解決されなければならない様々な問題が存在しています。

国では、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会の課題に対する対策が講じられてきました。本市では、令和6(2024)年に「宇和島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するなど、地域における高齢者支援を目的とする「地域包括ケアシステム」を活用した「地域共生社会」の実現を推進してきました。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、高齢者の人権が守られるために必要なことを尋ねたところ、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、就業機会、生涯教育やボランティア活動の機会を増やす」という回答が最多でした。高齢者の社会参加の機会を確保して、他世代との交流を進めるなど、高齢者に対する敬愛の気持ちを高揚し、地域社会全体で支え合うとともに、高齢者自らが社会の発展に寄与できるような活動の推進が必要です。

【施策の方向性】

- 高齢者の人権を尊重し、尊厳を守る意識を醸成するため、人権に関する教育・啓発活動を推進します。
- 介護等を必要とする高齢者やその家族等が相談できる窓口を充実させます。
- 高齢者が抱える複合的な問題を解決するため、関係機関や地域住民との協働による支援を行う体制整備を促進します。
- 高齢者の安全で安心な生活を支えるための諸施策を推進します。
- 高齢者自身が支えられる側だけでなく支え手としても活躍し、生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- 高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
認知症の予防・啓発事業	●認知症予防に関する健康教育や介護予防に資する教室等を開催し、予防の視点を住民に普及し、こどもから大人まで認知症に対する正しい知識を広めるとともに正しく認知症を理解することができ、身近なものになるよう学習会等を開催する。	高齢者福祉課

② 相談・支援の充実

取組	概要	主管課
認知症総合支援事業	●認知症が疑われる初期の段階から早期診断、早期対応を行う体制を構築する。 ●地域の中で認知症患者本人や介護者の居場所となる「認知症カフェ」の継続実施や、「認知症家族のつどい」の拡大を図る。	高齢者福祉課
認知症サポート事業	●認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代のサポーター養成を推進する。 ●サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの定期連絡会や情報提供、研修等の支援を行う。	高齢者福祉課
総合相談事業	●65歳以上の高齢者からの各種相談(日常生活、介護、将来のこと等)に対応する。電話、来所での相談のほか、民生児童委員等の関係機関と連携して、独居高齢者の見守り訪問等も行う。	高齢者福祉課
権利擁護事業	●高齢者虐待や消費者被害など高齢者の権利侵害に関する相談に対応する。高齢者虐待発生時には、関係機関と連携して高齢者の保護を行い、高齢者本人が安全に安心して過ごせるよう生活支援を行う。 ●成年後見制度の利用が必要な高齢者の把握と早期支援を、宇和島地区権利擁護センターピットと連携を図りながら、適切に本人の権利擁護支援を行う。	高齢者福祉課
デジタルデバイト解消	●「高齢者スマホ講座」等、IT機器を活用できる人とできない人との格差(デジタルデバイト)の解消に向けた持続可能な講座等の実施に努める。	高齢者福祉課

③ 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

取組	概要	主管課
高齢者向け住宅（シルバーハウジング）のサービスの質の確保	●シルバーハウジングに生活援助員を常駐し、居住者の日々の生活相談を行うほか、緊急通報システム等の設備の活用により、行方不明や孤独死などを防止する。	高齢者福祉課
高齢者地域見守りネットワーク（だんだんネット）事業	●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の中での見守り推進地域の見守り推進員を中心として、自治会・各種団体等と連携するとともに、協力事業所への意識啓発を行い、体制の強化を図る。	高齢者福祉課
高齢者の就業等の支援	●働く意欲のある高齢者が地域社会に貢献できるよう、また就業を通じて生きがいづくりや社会参加等ができるよう、シルバー人材センターの運営を支援する。	高齢者福祉課
バリアフリー化の推進	●公共施設等の建て替え等の際には、高齢者等に配慮したバリアフリー化採用を推進する。	高齢者福祉課

4 障がいのある人の人権

【現状と課題】

「障害者基本法」では、全ての国民が、障がいの有無に関係なく、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念の下に、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が謳われています。しかし、現在の社会においては、障がいや障がいのある人、その家族への偏見や無理解、障がいを理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、障がいのある人への虐待など、共生社会の実現を阻む様々な現状が存在しています。国では、平成18(2006)年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正、平成24(2012)年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の施行、平成25(2013)年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、同年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定などの様々な法整備を行い、同条約を平成26(2014)年に批准しました。

本市においては、令和3(2021)年に「宇和島市障がい者計画」を策定し、その基本理念を「うわじま ノーマライゼーションプラン」と定め、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、障がいのある人の人権が守られるために必要なことを尋ねたところ、「就労の場所や機会をつくる」「個々のニーズに合った保健・医療・福祉サービスを充実する」などの回答が多くみられました。就労支援をはじめとした様々な支援に取り組み、障がいの有無に関わらず生活できる社会を目指す必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいや障がいのある人について正しく理解し、共に生きるための人権教育・啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 障がいのある人一人一人の特性を理解し、障がいのある人が働き続けられる環境づくりを支援します。
- 就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、企業等における理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から障がいのある人の一般就労を促進します。
- 障がいがあることによって発生する様々な課題や権利侵害を防ぎ、可能な限り自立した生活が送れるよう支援します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
心のバリアフリーの啓発	●様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めるためコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー」を推進するために必要な啓発を、障がい者団体や事業者等と協力して推進する。	福祉課 人権啓発課
障がいへの配慮に関する理解促進	●知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなど、外見からはわかりにくい障がいについて、市民への障がいの特性や必要な配慮等の理解の促進に努めます。	福祉課 人権啓発課
バリアフリー設備等への理解促進	●点字、手話、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、円滑な利用に必要な配慮等について周知する。	福祉課 人権啓発課
啓発マーク等の普及	●障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマークなどについて情報提供を行い、普及及び理解を促進する。	福祉課 人権啓発課

② 相談・支援の充実

取組	概要	主管課
就労支援	●福祉、教育、医療等から一般就労への移行を推進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで、一貫した支援を提供できるように努める。 ●短時間労働、在宅就労、ICT(情報通信技術)を活用した働き方等の情報収集に努めるとともに、シルバー人材センターとの連携を図り、障がいの特性や年齢に応じた多様な働き方を選択できるように取り組む。	福祉課 総務課
リレーファイル等の活用による発達障がい児への支援	●発達障がい児について、リレーファイル等を活用して、関係機関との情報共有を促進する。関係機関が連携して、幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を受けられる体制を構築する。	福祉課
発達支援センターの運用	●発達障がい者やその家族が、身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、発達障がいの相談に総合的に対応する発達支援センターを運用する。	福祉課

権利侵害等の防止支援	●障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談や紛争解決を図るための体制の充実に取り組む。	福祉課
自己決定を尊重した相談支援の推進	●自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、意思決定ガイドラインの周知や関係機関との情報共有により、本人の自己決定を尊重した相談支援を推進する。	福祉課
相談支援の充実	●障がいのある人及びその家族が、身近な地域で障がい種別、年齢、状態等に関わらず、適切な相談支援を受けられる体制を関係機関と連携して構築する。	福祉課

③ 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

取組	概要	主管課
ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の促進	●公共施設の整備に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行う。民間施設の整備に当たっても、障がいのある人に配慮するよう関係法令の周知・啓発を行う。	福祉課 建築住宅課 建設課 都市整備課 市民課
投票しやすい環境づくり	●障がいのある人が適切に選挙権を行使できるよう、障がい特性に応じた情報提供に取り組む。投票所のバリアフリー化や障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票しやすい環境づくりに努める。	選挙管理委員会
虐待の早期発見と未然防止	●障害者虐待防止法に関する積極的な広報や啓発活動を行うとともに「障害者虐待防止センター」において、虐待の早期発見と未然防止に努め、虐待を受けた障がい者及び擁護者を支援する。	福祉課
障がいの特性に対応した行政情報の提供	●行政情報の提供に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、わかりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性への対応に努める。	福祉課 市長公室 関係各課
合理的配慮の提供	●一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図り、合理的配慮を提供する。	福祉課 関係各課

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題の解決は、日本国憲法や教育基本法に保障された基本的人権並びに教育の機会均等などに関わる国民的課題であり、また、民主主義確立の基本的課題でもあります。平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が制定されましたが、部落差別は今なお存在しており、教育及び啓発相談体制の充実が国及び地方公共団体の責務となっています。

本市では、昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」、昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」を受けて、同和問題の解決を最重要課題として位置づけ、道路改良事業をはじめとする同和对策事業を積極的に実施するとともに、同和教育協議会を組織し、教育、行政、地域が一体となった同和教育を推進してきました。こうした取組で一定の成果がみられ、実態的な格差は縮まりつつあります。また、市民の同和問題に対する理解と認識も深まり、差別意識の大幅な解消へとつながりました。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、自分に子どもや孫がいた場合に、同和問題による結婚差別が生じた際の対応について尋ねたところ、「反対する」と答えた人の割合は、前回調査(平成29(2017)年度実施)の2割から、今回の1割まで減少していました。差別意識の解消がみられたものの、いまだに反対する人が1割もいるというのが現状です。また、同和問題が解決しない原因については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」といった意見が多く挙げられました。反対に、同和問題の解決に必要なこととしては、「関係者をはじめ市民に正しい認識と理解を深めるよう努める」「学校や地域、企業における部落差別解消の教育を推進する」といった回答が集まりました。これらの結果を踏まえ、市民が正しい知識を学び、自分のこととして課題を捉え実践できるように、人権・同和教育及び啓発に更に力を入れなければなりません。

また、人権意識の向上はみられても研修会への参加者が減少しているという結果を踏まえ、就学前から高等学校までの教育現場をはじめ、家庭、地域、職場など、それぞれの実態に応じて、現代社会の変化に対応した人権意識の確立を目指し、差別解消に向けた取組や研修を工夫することが求められます。加えて、情報化社会の進展による誤った知識の拡散、特にインターネット上での誹謗・中傷などの課題にも向き合わなければなりません。

市民の意識を高め、理解を深め、互いの多様性を認め合うという共通認識の下、関係団体と連携しながら、教育及び啓発を中心として、同和問題の解決を目指します。

【施策の方向性】

- 各行政機関、民間団体、市民と連携し、同和問題の解決に向けた人権・同和教育及び啓発を推進するとともに、市職員や教職員に対し、同和問題への理解促進のための研修を実施します。
- これまで蓄積してきた教育実践や啓発方法に加え、情報化の進展による情報技術を生かし、様々な年代に受け入れられる取組を推進します。
- 様々な立場の子どもたちに仲間意識を高め、差別解消に向けて主体的に行動できる力をつけるための子ども会や高校生友の会を支援します。
- 地域における身近な人権課題を解決するために、公民館等の利用者を対象に、人権・同和教育研修会を実施します。
- 企業における人権意識向上を図るため、同和問題をはじめとする人権課題に関する正しい知識の習得を目的とした研修を推進します。
- 同和問題に関する相談窓口の明確化と周知に努め、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 人権相談やインターネットのモニタリング等を通じて、差別の実態把握に努めます。
- 身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の改善と更なる制度の周知を図ります。
- 国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設として隣保館（福祉会館）で各種事業を総合的に実施します。また、総合的相談窓口としての体制整備に努めます。

【具体的な取組】

① 教育・啓発活動の推進

取組	概要	主管課
「差別をなくする強調月間」事業	●「差別をなくする強調月間」(11/11～12/10)の期間中に、市民一人一人の人権意識の高揚を目指した啓発事業を実施する。	人権啓発課
啓発活動の実施	●「人権の集い」「人権啓発講座」等を実施し、市民の意識向上に努める。 ●児童・生徒や保護者の人権意識向上を目的に、人権作文集「いのち」の発行や人権ポスターの展示を行う。	人権啓発課

関係団体等と連携した啓発	●各種大会・研修会等において、関係団体等と情報共有を行い、その情報を活用して市民全体に啓発する。	人権啓発課
学習活動の支援	●真に差別と闘いされる力量を身に付けた人間の育成と仲間づくりを目指し、子ども会の活動を支援する。 ●教育文化や教養の向上及び地域課題の解決を図るとともに、連帯意識を高めるよう努める。	人権啓発課 隣保館
指導者の資質向上	●学校教育における指導者の資質向上を目指し、講演会等を実施する。また、各種研究会に参加を促す。	人権啓発課
人権・同和教育主任連絡会の実施	●就学前から高等学校まで縦のつながりを重視しながら、切れ目なく正しい知識が身に付くように実施する。情報提供や教職員の意識の向上、行政との連携を図る。また、学校教育における同和问题学習を注視する。	人権啓発課
校区別人権教育懇談会の実施	●学校における人権・同和教育の現状を共有し、地域や保護者の人権意識を高める。	人権啓発課
人権だよりの配布	●身の周りの差別や偏見に気づき、人権意識を高める「人権だより」を全戸配付する。	人権啓発課

② 地域の実態把握と支援体制の充実

取組	概要	主管課
登録型本人通知制度の普及 【再掲】	●第三者による戸籍、住民票などの不正取得の早期発見及び不正取得自体の抑止に効果がある、登録型本人通知制度の普及に努める。	市民課
えせ同和行為対策	●同和问题の解決を口実にして不当な寄付を要求したり、電話などで高額な図書の購入を迫ったりする行為などのえせ同和行為については、対応を協議するとともに、国、県や関係機関等と連携し、その排除に向けた啓発の充実を図る。	人権啓発課
インターネットモニタリングの実施	●インターネット等への同和问题に関する差別的書き込みに対して、平日に定期的にチェックを行い、明らかな人権侵害については、法務局を通じてプロバイダ等に削除依頼を行う。	人権啓発課 隣保館
隣保館に係る各種事業	●地域を巡回し、相談等による実態把握に努める。 ●地域交流を通して、教育文化や教養の向上を図る。 ●SNS等インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みをモニタリングし、関係機関と連携して、人権侵害の被害が発生しないよう努める。	人権啓発課 隣保館

6 外国人の人権

【現状と課題】

経済をはじめとする様々な分野でのボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。世界の全ての人々が基本的に有する人権を守り、尊重することは、このような国際化時代の前提になるものです。我が国では、平成7(1995)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)を批准し、人種差別の撤廃に努めてきました。

しかし、文化や習慣などの違いから偏見や誤解に苦しむ人たちが、いまだに多く存在しています。例えば、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが問題となっており、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。また、言語の違いから地域社会との交流が不足し孤立する人や、行政サービスを受けることが困難な人もいます。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、外国人の人権問題についての考えを尋ねたところ、「不況になると、外国人が真っ先に解雇になるのはおかしい」「外国人でも、生活に困っていれば福祉の対象にするべきだ」という回答が多くありました。本市で生活する外国人も令和6(2024)年には600人を越えています。本市においても、外国人と日本人が互いに多様な文化や習慣、価値観等の違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わず全ての人が同じ人間として尊重し合い、共生できる地域社会の実現が求められます。

【施策の方向性】

- 市民一人一人が文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。
- 姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深めます。
- 外国人の人権や、日常生活を送る上で直面する様々な悩みや困りごとについて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り相談機能の強化を図ります。
- 外国人を雇用する企業において、人権研修の実施を推奨します。
- 日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語の情報発信に努めます。
- 外国にルーツを持つ子どもや帰国した子ども、その保護者に対し、日本語学習機会の提供や日本の学校生活への適応を支援します。
- 関係機関と連携して外国人の就労環境の向上を企業・事業者等に促します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
異文化理解のための出前講座	●国際交流員等による異文化理解のための出前講座を実施する。	人権啓発課

② 相談・支援の充実

取組	概要	主管課
多文化共生の推進	●行政情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信等、外国人住民への生活支援を行う。	関係各課
外国につながる子どもに関する支援	●帰国児童生徒・外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、授業における日本語のサポートを行うための支援員等の配置や教職員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成等、教育支援の充実を図る。	学校教育課
外国人住民のための行政情報の提供	●ゴミの分別方法や、防災等の行政情報及び引越し後の行政手続きについて、各国語に翻訳されたパンフレットを配布し、宇和島市での生活に支障が生じないようにする。	関係各課

7 感染症に関連する人権問題

【現状と課題】

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症及び死亡のリスクを低下させることが可能になっています。また、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

また、肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染します。感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、そのほかに普段の生活の中で感染することはありません。

しかし、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者、その家族等も少なくありません。

令和2(2020)年から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症によっても、多くの人命が脅かされるだけでなく、感染者やその家族、医療関係者等に対する差別や偏見、SNS上での誹謗中傷が引き起こされました。ワクチン接種やマスクの着用についても、個々の事情に配慮する人権意識が必要です。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、感染症患者等の人権問題に関する考えを尋ねたところ、「感染症患者や感染症元患者が本名を明かしたくない気持ちはわかる」「職場や学校で不利な扱いを受けることは人権侵害だ」といった、当事者に寄り添う回答が多くありました。

感染症に関連する偏見や差別をなくすため、感染症についての正しい知識の普及啓発を推進することが重要です。

【施策の方向性】

- 感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を行います。
- 感染症等に関する正確な情報の収集・分析および提供に努めます。
- 感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 感染症患者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。

【具体的な取組】

① 感染症等に関する正しい知識の普及・情報提供

取組	概要	主管課
感染症対策事業	●感染症予防知識の普及啓発を行う。 ●情報収集・分析及び提供のため、重篤な感染症が発生した場合は動向調査を検討する。 ●人材育成、感染防護用品等の整備等を行う。 ●患者支援等を行う。	保険健康課
結核対策推進事業	●結核の予防知識の普及啓発・患者支援を実施する。	保険健康課
エイズ等対策促進事業	●HIV感染予防知識の普及啓発、エイズ電話相談の案内等の支援を行う。 ●知識と技術習得のための職員の研修への参加による人材育成等を行う。 ●U=U(ユーイコールユー)(検出限界値未満でHIVは感染しない)のメッセージを普及する。	保険健康課

② 医療・検査体制の充実

取組	概要	主管課
肝炎ウイルス検査事業	●B型・C型肝炎ウイルス検査の実施、検査陽性者への精密検査受診勧奨を行う。	保険健康課 関係各課

8 ハンセン病患者・ハンセン病療養所入所者及びその家族の人権

【現状と課題】

ハンセン病は、らい菌により皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、感染しても発病することは希で、かつ治療法も確立されています。しかし、有効な治療法がなく、不治の病といわれ、かつては遺伝病と誤解されていました。社会に残るそうした差別や偏見、隔離されたまま高齢を迎えざるを得なかったことなどの様々な事情から、全国の療養所において、今なお入所者の多くが、病気が完治したにもかかわらずふるさとに帰ることが難しい現状があります。

平成21(2009)年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。令和6(2024)年に同法が改正され、補償金の請求期限が5年延長されました。

ハンセン病療養所で生活されている方々の過去の時間を取り戻すことはできませんが、これらの人たちのこれからの明るく楽しい生活への支援は、私たちに課せられた重要な課題です。ハンセン病についての正しい知識とハンセン病元患者等の人権尊重に対する理解を深める教育と啓発を推進し、ハンセン病療養所入所者の社会復帰を推進するための支援に努めます。

【施策の方向性】

- ハンセン病問題に対する正しい理解を深める取組を推進します。

【具体的な取組】

① ハンセン病に関する正しい知識の普及・情報提供

取組	概要	主管課
正しい知識の普及	●ハンセン病患者・療養所入所者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する理解と認識を深め、差別や偏見をなくすために啓発等を行う。	人権啓発課
現地視察等の研修	●ハンセン病療養施設等を視察し、当事者の声に耳を傾けることで、差別の現実に関心し、今後の取組に生かすとともに、人権意識の高揚を図る。	人権啓発課

9 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、性自認とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念です。人間の性的指向には、様々な形があります。異性を愛する人だけではなく、同性愛や両性愛の人もあります。また、「性自認」と「出生時に割り当てられた性」が違う、トランスジェンダーの人もあります。人間を単純に「男性」と「女性」の2つのパターンとして捉え、それ以外を認めない考え方は、このパターンに当てはまらない人々を苦しめる原因となっています。

令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした不当な差別があってはならないとする認識が共有されました。また、近年は、同性婚を認めないことは憲法に違反するとして、国に賠償を求める集団訴訟が起こるなど、性的マイノリティの人権に関する議論がさかんに行われています。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、性的マイノリティの人権を守るために必要なことを尋ねたところ、「正しく理解するための教育や啓発」という回答が最多でした。正しく学び、広く理解を促すことで、偏見や誤解による差別の撤廃が求められます。

本市では、相互に協力し家族として共に生きる関係である、法律婚の関係にない二人に証明書を発行する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入し、性の在り方に関わらず人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

多様な性の在り方を認め合い、自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、偏見や差別をなくすための効果的な教育、啓発に努めます。

【施策の方向性】

- 市民・事業者への啓発を推進し、多様な性の在り方に関する理解の増進を図ります。
- 多様な性の在り方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、市職員や教職員に対し、研修の実施や情報提供を推進します。
- 性的指向・性自認について、専門窓口を設置し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入等、社会的理解を促進し、多様な性の在り方を尊重する取組を推進します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
啓発活動の推進	●多様な性の在り方についての理解促進のための啓発活動を実施する。	人権啓発課
性的指向・性自認に関する職員研修	●多様な性の在り方について理解するための職員研修を実施する。	人権啓発課

② 相談・支援体制の充実

取組	概要	主管課
相談・支援体制の充実	●性的指向・性自認に関する相談・支援について、各関係機関と連携を図る。	人権啓発課

③ 社会的理解や多様な性の在り方を尊重する取組の推進

取組	概要	主管課
社会的理解や性の多様性を尊重する取組の推進	●パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を図る。 ●申請書類等の性別記載欄の見直しを行う。	人権啓発課 関係各課

10 インターネットの人権問題

【現状と課題】

インターネットはとても便利な一方で、使い方を間違えたり、悪意を持って使ったりすることで、人権侵害や社会的な悪影響を生じさせる存在です。現に、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNSいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、同和問題に関する差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

こうしたことから、国では、令和2(2020)年に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の取りまとめを行い、令和4(2022)年に侮辱罪の法定刑の引き上げ、情報流通プラットフォーム対処法の施行など、誹謗中傷に関する対策を進めています。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、インターネット上の人権についてどのようなことが問題だと思うかについて尋ねると、「他人へのひどい悪口や差別書き込み、差別を助長する表現などを掲載すること」「一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと」などの回答が多くなっていました。

インターネット上の差別的な書き込み等の有害情報に起因して、犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの事案が発生しています。インターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人一人が人権意識を高め、個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識を持つことが重要です。本市においても、情報モラルに関する教育の充実や啓発に加え、モニタリング等の推奨や、人権を侵害する内容の削除要請など、関係機関と連携して取り組みます。

【施策の方向性】

- インターネットに関する正しい知識を身に付け、トラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、取組について広報・啓発活動を行います。
- インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。
- インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書き込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等を行い、適切に対応します。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
携帯電話・スマートフォン・インターネット上のトラブル防止のための研修	●インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及が進む中、重大な事件に子どもたちが巻き込まれるケースが多発している。そのようなトラブルを予防するための研修会等の支援を行う。	人権啓発課 学校教育課
家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進	●青少年の保護者に対して、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行う。	人権啓発課 学校教育課

② インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止

取組	概要	主管課
インターネットモニタリングの実施	●インターネット等への差別的書き込みなどに対して定期的にチェックを行い、明らかな人権侵害については、プロバイダ等に削除依頼を行う。	人権啓発課
学校ネットパトロールの実施	●県教育委員会が実施している「学校ネットパトロール」（電子掲示板、動画サイト、ブログ、プロフ等の不適切な書き込み等について、検索、監視等を実施）と連携し、児童生徒に係るインターネット上のトラブル等の未然防止と早期対応を図る。	人権啓発課 学校教育課

11 震災等の災害に起因する人権問題

【現状と課題】

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害等の発生が相次いでいます。平成23(2011)年に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしました。また、令和6(2024)年に発生した能登半島地震も記憶に新しいところです。これらの災害では、要配慮者や避難所での女性等への配慮不足、プライバシーの保護など、様々な人権課題が取り上げられました。平時には見えにくい人権課題が、非常時には顕著になる実態があります。平成30(2018)年に発生した西日本豪雨災害では、本市においても、土砂災害や河川の氾濫による甚大な被害が発生し、避難所で不自由な生活を強いられた市民も少なくありませんでした。

令和4(2022)年度に実施した市民意識調査で、地震や災害時において人権に配慮するために必要な取組について尋ねたところ、「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにしてほしい」という回答の割合が高くなっています。結果を踏まえながら、災害時においても人権に配慮した対応ができるように、平時から取り組むことが重要です。

【施策の方向性】

- 災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を推進します。
- 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者や外国人も含め、多様な避難者を想定した訓練の実施や、人権に配慮し被災者の視点に立った避難所運営マニュアルの作成を推進します。
- 相談、支援、情報の伝達、避難所の運営・管理体制の構築に当たっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

取組	概要	主管課
災害時に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進	●災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には人権により一層配慮した行動をとれるよう教育・啓発を推進する。	人権啓発課 危機管理課 保険健康課 関係各課
風評等に基づく人権侵害事案の発生予防	●原子力発電所の立地県として、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。 ●被害者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深める啓発を行う。	人権啓発課 危機管理課
全ての人に配慮した防災対策	●地域コミュニティにおける要配慮者の避難経路や支援方法等を定めた防災マップ等を作成し、その情報の共有を図る。 ●要配慮者の視点を踏まえた防災訓練を実施する。	福祉課 危機管理課 関係各課

② 相談・支援の充実

取組	概要	主管課
避難所における良好な生活環境の確保	●市職員等に対し、避難所の運営に関する研修等を実施し、備蓄物資の一層の充実を促進する。 ●大規模災害発生時に備えて、避難所における良好な生活環境の確保に必要な物資を備蓄する。	危機管理課 関係各課
避難所における防犯対策の実施	●災害時の治安を維持するため、消防団や自警団等による地域の見守り体制を強化し、女性・こどもに対する性犯罪の防止等に取り組む。	危機管理課 関係各課
相談体制の整備	●相談窓口を設置し、避難者の悩みの解消や不安の軽減を支援するとともに、避難者のニーズ等を把握し、避難所の改善を図る。	危機管理課 関係各課
被災者の生活支援	●被災者の生活再建に必要な各種情報を提供する。	危機管理課 福祉課 関係各課

12 その他の人権問題

【現状と課題】

そのほかにも様々な人権課題があります。社会環境の変化に伴い、新たに生じる人権侵害に対しても理解と認識を深め、あらゆる機会を通じて人権・同和教育及び啓発を行うとともに、それぞれの人権侵害の状況に応じた取組が必要となっています。

① 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。令和5(2023)年3月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「第二次再犯防止推進計画」が策定され、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進等」、「地域による包摂の推進」等を重点課題として位置づけ、再犯防止のための様々な施策が推進されています。

② 犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するため、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本計画」が策定され(令和3(2021)年に第4次計画策定)、施策が進められています。

③ アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユーカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。国は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

④ 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な

人権侵害です。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題です。平成18(2006)年、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致被害者及びその家族の多くが高齢化している中、問題解決による被害者の一刻も早い帰国が望まれています。

⑤ ホームレスになった人々の人権

定まった住居を持たず、路上や公園等で生活を送るホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。平成14(2002)年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)では、ホームレスの自立の支援等に関して、人権に配慮することが定められています。また、同法に基づき、平成30(2018)年に策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。ホームレスに対する偏見や差別の解消と、様々な事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができない人やその恐れがある人を早期に発見し、支援につなげることが重要です。

⑥ 人身取引による被害者の人権

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引は、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、回復は非常に困難です。近年、グローバル化の一層の進展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える脅威となっています。日本においては、女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、買春・風俗、児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要などの性的搾取を目的に行われています。国は、令和4(2022)年に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。

⑦ ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。ハラスメントは、中には犯罪に当たるケースがあるにもかかわらず、立場の弱い被害者を守る仕組みが十分に存在せず、自己が被る不利益などを恐れて表面化しないものも多いと指摘されています。全てのハラスメントをなくすためには、今後も法

整備を進めていくことが課題となっています。本市においても、国・県等関係機関と連携して被害者の迅速な支援を行うとともに、企業等へのハラスメント防止に係る取組強化の働きかけや、職場に限らず人の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントをなくすための啓発に取り組めます。

⑧ その他

そのほかにも、人権に関わる問題は様々なものがあり、今後、新たな問題が発生する可能性もあります。それぞれの状況に応じて、必要な施策の推進に努めます。

ア 個人情報の流出などプライバシーの保護に関する問題

個人に関する情報は最大限に保護される必要がありますが、近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用などにおいて利便性が向上する一方、企業や行政が保有する顧客や住民の情報が大量に流出する事案が発生しています。

イ 患者の人権に関する問題

難病患者、肝炎患者やその他の感染症患者等に対して、病気や感染症に対する知識の不足や誤解から、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われたりといった、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害を受けるなどの問題が発生しており、正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

ウ 旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題

旧優生保護法の下で、障がいのある人などに不妊手術が強制された問題では、子どもを産み育てるかを決める権利（リプロダクティブ権）が侵害されたとして、国に謝罪と賠償を求める訴訟が全国で提起されました。令和6（2024）年7月の最高裁判決において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国家賠償法上の意見を認める判決が国に言い渡されました。判決を受け、令和7（2025）年1月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行され、被害を受けた人への補償金等の支給が行われています。心身に多大な苦痛を受けた人々の人権の回復に努める必要があります。

エ ひきこもりに関する問題

内閣府が令和4（2022）年に実施した調査では、ひきこもりの状態にある人の推計数は全国で146万人に上ると推計されています。行政機関・関係団体等が連携して、相談対応をはじめ、適切な支援等を進めるとともに、ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図っていくことが必要です。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

市が行う業務は、全てが人権に関わりを持っていることから、日頃から一人一人が人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を全庁的に推進し、職員の資質向上に努めます。また、庁内各課はもとより、教育団体等の関係団体と密に連携し、全ての市民の人権擁護の推進体制を構築します。

■人権施策基本計画策定後の人権を尊重しあらゆる差別をなくするための推進体制



2 国、県及び関係団体等との連携

人権・同和教育及び啓発を効果的に推進するためには、社会全体の取組が必要です。行政や関係団体等それぞれの立場で、様々な取組がなされており、こうした関係機関・団体と密接な連携を図り、協力体制を強化していきます。

そのため、国、県、市町及び関係団体がそれぞれの立場で教育・啓発するための機能や役割を十分発揮し、相互に補完することによって、人権意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

3 評価と見直し

本計画で掲げた取組については、定期的にそれぞれの主管課が進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、人権に関わる問題は、常にその時々为社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要であることから、各種人権施策の課題を把握するとともに効果の検証等を実施し、今後の人権施策や各種事業へ反映していきます。

資料編

■宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例

平成17年8月1日

条例第125号

改正 令和3年10月29日条例第34号

人は、全て生まれながらに自由と平等であり、人間として尊ばれ人間として生きる権利を有している。お互いの人権を守って明るい社会を築くことが、人類全ての願いである。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を享有し、法の下に平等であることを保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、現在もなお部落差別をはじめ、女性、障がい者、子ども、高齢者、性的少数者、外国人等への様々な差別が存在しており、また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権侵害が生まれ、人権に関する課題は、複雑化し、及び多様化している。その一方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなどして、これらの課題の解消の推進が図られている。市及び市民は、これらの法律の趣旨も踏まえ、お互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される宇和島市を実現するため、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別（以下「差別」という。）をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、差別の解消を推進し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政の全ての分野で市民一人一人の人権意識の高揚を図り、施策を計画的に推進し、差別の解消に努める責務を有する。

（市民の責務）

第3条 市民は、自らが人権が尊重されるまちをつくる担い手であることを認識し、自らの啓発に努めるとともに、市等が実施する施策に積極的に協力するものとする。

2 市民は、自ら差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

（施策の策定及び推進）

第4条 市は、基本的人権を尊重し、差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施策を策定し計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、差別の解消を推進するため、国及び県並びに学校、家庭、地域等との連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別を許さない人権意識の向上を図るものとする。

（調査等の実施）

第6条 市は、前2条の規定による施策の策定及び推進並びに教育及び啓発活動の充実に図るため、必要に応じ、調査等を行うものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

（相談体制の充実）

第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

（審議会の設置）

第9条 市は、この条例に関する重要事項を調査審議する機関として、宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、人権施策に関する基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3 審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

(表 3)

宇和島市人権施策基本計画

発行年月：令和7年4月

発 行：宇和島市

編 集：宇和島市教育委員会 人権啓発課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

電話：0895-24-1111

FAX：0895-22-5058